

報告第30号

桑名市国民保護計画変更に関する報告について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第8項において準用する同条第6項の規定により、別添のとおり桑名市国民保護計画を変更したので報告する。

令和6年8月28日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市国民保護計画の変更に係る新旧対照表

市町名	桑名市
前回変更時期	-
国民保護計画変更希望時期	令和6年10月(市議会9月定例会報告後を予定)
国民保護計画掲載ページURL	https://www.city.kuwana.lg.jp/bosai/anzen/kokuminhogo/23-10804-240-851.html
掲載ページURLの変更の有無	無

※ 関係する資料がある場合には適宜添付してください。

一連 番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
【記入 例】	P.34 第4章第 2節 2 3つ目 の○	救援の実施	内閣総理大臣は、救援に関し、都道府県相互の応援要求等に基づく応援が行われない場合等必要と認める場合には、他の都道府県知事に対し、救援の実施について応援を行うよう指示するものとする。	厚生労働大臣は、救援に関し、都道府県相互の応援要求等に基づく応援が行われない場合等必要と認める場合には、他の都道府県知事に対し、救援の実施について応援を行うよう指示するものとする。	避難住民等の救援に関する事務が厚生労働省から内閣府に移管されたことに伴う変更
1	P.2 第1編 第1章 2 (2)	市国民保護 計画の変更 手続	市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、協議会に諮問の上、知事に協議し、 <u>その同意を得た後</u> 、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、協議会への諮問及び知事への協議は要しない。	市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、協議会への諮問及び知事への協議は要しない。	市国民保護計画の変更手続きにおいて、知事の同意が必要なことから、文章を修正する。
2	P.2～4 第1編 第1章 3	用語の定義	表 1-1 用語の定義 (別紙①のとおり)	表 1-1 用語の定義 (別紙①のとおり)	国の行政機関の名称変更及び用語の見直し等に伴い、表内の文章を修正する。
3	P.5 第1編 第2章 6	高齢者、障害者等への 配慮及び国際人道法の 的確な実施	6 高齢者、障が い 者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 市は、国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障が い 者、外国人及び旅行者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。	6 高齢者、障 害 者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 市は、国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障 害 者、外国人及び旅行者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。	用語を修正する。
4	P.5～6 第1編 第2章 7	指定公共機関及び指定 地方公共機関の自主性 の尊重	市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の <u>実施する国民保護措置について、その自主性を尊重する。</u>	市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の <u>国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。</u>	三重県国民保護計画と整合を図るため、文章を修正する。
5	P.7 第1編 第3章	国民保護措置の全体の 仕組み	国、県、市等における、それぞれの国民保護措置の仕組みは、次のとおりである。 図 1-1 国民保護措置の全体の仕組み (別紙②のとおり)	国、 <u>都道府</u> 県、市 <u>町村</u> 等における、それぞれの国民保護措置の仕組みは、次のとおりである。 図 1-1 国民保護措置の全体の仕組み (別紙②のとおり)	三重県国民保護計画と整合を図るため、図の表現を修正する。

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
6	P.9 第1編 第4章 (1)	地形	桑名市は、三重県の北部(北緯35度3分、東経136度41分)に位置し、名古屋から25km圏にあり、東は木曽岬町、愛知県弥富市及び愛西市、西は東員町及びいなべ市、南は四日市市、朝日町及び川越町、北は岐阜県海津市に接している。	桑名市は、三重県の北部(北緯35度3分、東経136度41分)に位置し、名古屋から25km圏にあり、東は木曽岬町、愛知県弥富市及び愛西市、西は東員町、南は四日市市、朝日町及び川越町、北は岐阜県海津市に接している。	隣接市町について、文章を修正する。
7	P.9～10 第1編 第4章 (2)	気候	三重県北部に位置していることから、年平均気温は16.1℃と県内ではやや低くなっている。また、降雨量については、三重県内の他市町と比較しても特别多い地域ではない。 平均風速については、一年を通してそれ程変化がない(約2.0m/s)地域であり、風向きについても北西方面からの風が多く観測されている。	気候は、三重県北部に位置していることから、県内ではやや低く、年平均気温は15.4℃となっている。また、降雨量については、三重県内の他市町と比較しても特别多い地域ではない。 平均風速については、一年を通してそれ程変化がない(約2.0m/s)地域であり、風向きについても北西方面からの風が多く観測されている。	最新の気象データ反映に伴い、文章を修正する。
8	P.10 第1編 第4章 (2)	気候	図 1-3 桑名市の降水量・平均気温 (削除)	図 1-3 桑名市の降水量・平均気温	図の削除
9	P.10 第1編 第4章 (3)	人口分布	人口は、約14万人で市の中心地である桑名地区に集中しており、桑名地区で約11万5千人、多度地区で約1万人、長島地区で約1万4千人の割合となっている。 65歳以上の高齢者の割合が全体の約27%であるのに対し、若年層の割合が全体の約20%と、高齢者人口のほうが多いことが分かる。 桑名市は、名古屋市を中心とする中京圏の住宅都市の一面も有している。昼間人口と夜間人口を比較すると、昼間人口のほうが、約1万人(人口の約7.5%)減少する。	人口は、市の中心地である桑名地区に集中しており、桑名地区で約11万人、多度地区で約1万人、長島地区で約1万5千人の割合となっている。 図1-4の年齢及び男女別人口分布から、高齢者の割合が全体の約19%であるのに対し、若年層の割合が全体の約15%と、高齢者人口のほうが多いことが分かる。 桑名市は、名古屋市を中心とする中京圏のベッドタウンとなっている。図1-5より、市の昼間人口と夜間人口を比較すると、昼間人口のほうが、市の人口の約8%に当たる約1万人(約70%が桑名地区住民)減少する。これは、中京圏などへの流出入口が多いわりに、流入人口が少ないことを示している。	最新の人口データ等の反映に伴い、文章を修正する。
10	P.10 第1編 第4章 (3)	人口分布	図 1-4 桑名市の年齢及び男女別人口分布 (削除) 図 1-5 桑名市の昼間・夜間人口 (削除)	図 1-4 桑名市の年齢及び男女別人口分布 図 1-5 桑名市の昼間・夜間人口	図の削除
11	P.11 第1編 第4章 (3)	人口分布	図 1-3 桑名市の人口分布メッシュ図 (別紙③のとおり) 出典:「RESAS(地域経済分析システム)-人口メッシュ-」 (https://resas.go.jp)を加工して作成	図 1-6 桑名市の人口分布メッシュ図 (別紙③のとおり)	最新の人口データ等の反映に伴い、図を修正する。 一連番号8・10の内容(図削除)による図番号修正
12	P.11～12 第1編 第4章 (5)	鉄道、港湾 の位置等	鉄道は、JR及び近鉄が、名古屋方面から関西方面に、養老鉄道が岐阜県方面に、三岐鉄道北勢線が東員町方面へのびている(図1-4参照)。	鉄道は、JR及び近鉄が、名古屋方面から関西方面にのびており、三岐鉄道北勢線が東員町方面へのびている(図1-7参照)。平成16年度におけるJR桑名駅の一日平均乗降客数は8千人、近鉄桑名駅では2万3千人と多くの人に利用されている。	一連番号8・10の内容(図削除)による図番号修正。あわせて、表現を修正する

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
13	P.12 第1編 第4章 (6)	その他	市内には大規模集客施設として、 <u>ナガシマリゾート、イオンモール桑名、九華公園や六華苑といった名所旧跡もあり</u> 、市民のみならず、市外からも多数の観光客が訪れる。	市内には大規模集客施設として、 <u>長島温泉、マイカル桑名及び桑名駅が存在し</u> 、市民のみならず、市外からも多数の観光客が訪れる。	大規模集客施設の名称変更等に伴い、文章を修正する。
14	P.13 第1編 第4章	道路の位置等	図1ー4 桑名市の主要道路・鉄道・大規模集客施設等 (別紙④のとおり)	図1ー7 桑名市の主要道路・鉄道・大規模集客施設等 (別紙④のとおり)	大規模集客施設の名称変更等に伴い、図を修正する。 一連番号8・10の内容(図削除)による図番号修正
15	P.18 第1編 第6章 1	対象とする 事態の相違	これに対し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき作成されている市地域防災計画は、災害対策基本法第2条第1号に定める、暴風、 <u>竜巻</u> 、豪雨、豪雪、洪水、 <u>崖崩れ、土石流</u> 、高潮、地震、津波、噴火、 <u>地滑り</u> その他の異常な自然現象又は大規模な火事、若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生じる被害に対処するものである。	これに対し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき作成されている市地域防災計画は、災害対策基本法第2条第1号に定める、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事、若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生じる被害に対処するものである。	災害対策基本法第2条第1号の規定と一致させるため、文章を修正する。
16	P.18 第1編 第6章 2	市地域防災計画の活用	図 1-5 地域防災計画との関係 (別紙⑤のとおり)	図 1-8 地域防災計画との関係 (別紙⑤のとおり)	市地域防災計画の表現を適正化するため、図を修正する。 一連番号8・10の内容(図削除)による図番号修正
17	P.19 第2編 第1章 第1	市における組織・体制の整備	市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部 <u>局等</u> の平素の業務、職員の参集基準等について定める。	市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部 <u>室</u> の平素の業務、職員の参集基準等について定める。	組織改編に伴い、文章を修正する。
18	P.19～21 第2編 第1章 第1 1	市の各部局等における平素の業務	1 市の各部 <u>局等</u> における平素の業務 市の各部 <u>局等</u> は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。 表 2-1 市の各部 <u>局等</u> における平素の業務 (別紙⑥のとおり)	1 市の各部 <u>室</u> における平素の業務 市の各部 <u>室</u> は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。 表 2-1 市の各部 <u>室</u> における平素の業務 (別紙⑥のとおり)	組織改編及び業務内容見直しに伴い、表を修正する。
19	P.21 第2編 第1章 第1 2 (2)	24時間即応体制の確立	市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防機関との連携を図りつつ <u>体制</u> の強化を行うなど、速やかに市長、 <u>理事(防災・危機管理担当)</u> 及び <u>防災・危機管理課長</u> に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。	市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防機関との連携を図りつつ <u>当直等</u> の強化を行うなど、速やかに市長、 <u>危機管理部長</u> 及び <u>防災対策課長</u> に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。	組織改編に伴い、文章を修正する。

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
20	P.21、22 第2編 第1章 第1 2 (3)	市の体制及び職員の参集基準等	市は、事態の状況に応じて適切な措置を講じるため、下記の配備体制を整備するとともに、その参集基準を定める。 その際、市長が行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。 なお、 <u>職員は、勤務時間外及び休日等において、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合は、連絡を待たず、自ら各所属へ参集する。</u>	市は、事態の状況に応じて適切な措置を講じるため、下記の配備体制を整備するとともに、その参集基準を定める。 その際、市長が行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。 なお、 <u>配備体制については市地域防災計画に準ずるものとする。</u>	職員の参集基準等について、現状の運用と整合を図るため、文章を修正する。
21	P.22 第2編 第1章 第1 2 (3)	市の体制及び職員の参集基準等	表 2-2 事態の状況に応じた初動体制 (別紙⑦のとおり)	表 2-2 事態の状況に応じた初動体制 (別紙⑦のとおり)	組織改編に伴い、表を修正する。
22	P.22 第2編 第1章 第1 2 (4)	幹部職員等への連絡手段の確保	市の幹部職員及び <u>防災・危機管理課</u> 職員は、常時、参集時の連絡手段として、電話・メール等による連絡手段を確保する。	市の幹部職員及び <u>危機管理部</u> 職員は、常時、参集時の連絡手段として、 <u>携帯電話等を携行し</u> 、電話・メール等による連絡手段を確保する。	組織改編等に伴い、文章を修正する。
23	P.22 第2編 第1章 第1 2 (5)	幹部職員等の参集が困難な場合の対応	市の幹部職員及び <u>防災・危機管理課</u> 職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。 なお、市 <u>国民保護</u> 対策本部長である市長に事故等があった場合には <u>副市長、理事(防災・危機管理担当)</u> の順に指揮を執る。	市の幹部職員及び <u>危機管理部</u> 職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。 なお、市対策本部長である市長に事故があった場合には <u>助役、収入役</u> の順に指揮を執る。	組織改編に伴い、文章を修正する。
24	P.22 第2編 第1章 第1 2 (6)	職員の服務基準	市は、各部 <u>局</u> ごとに職員の行うべき所掌事務を定める。	市は、各部ごとに職員の行うべき所掌事務を定める。	組織改編に伴い、文章を修正する。
25	P.22、23 第2編 第1章 第1 2 (7)	交代要員等の確保	市は、市地域防災計画で定める防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、 <u>交代要員の確保その他職員の配置等について定める。</u>	市は、市地域防災計画で定める防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、 <u>以下の項目について定める。</u> <u>① 交代要員の確保及びその他職員の配置</u> <u>② 食料、燃料等の備蓄</u> <u>③ 自家発電設備の確保</u> <u>④ 仮眠設備等の確保</u>	表現を修正する。

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
26	P.23 第2編 第1章 第1 4 (1)	国民の権利 利益の救済 に係る手続	市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。	市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。	表現を修正する。
27	P.25 第2編 第1章 第2 1 (3)	関係機関相 互の意思疎 通	市は、国民保護措置の実施に関して、関係機関と情報交換するなど意思疎通を図る。	市は、必要に応じて個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるよう留意する。	三重県国民保護計画と整合を図るため、文章を修正する。
28	P.26 第2編 第1章 第2 3	県との連携	関係機関名 三重県防災対策部	関係機関名 三重県防災危機管理部	三重県庁の組織改編に伴い、担当部署名を修正する。
29	P.26 第2編 第1章 第2 4(1)	近接市町及 び消防本部 との連携	市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する情報を把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや防災に関し締結されている「三重県市町村災害応援協定」等の市町間の相互応援協定等について必要に応じて見直しを行うことにより、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資機材の供給体制等における近接市町相互間の連携体制の整備を図る。	市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する情報を把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや防災に関し締結されている「三重県市町村災害応援協定」等の市町間の相互応援協定等について必要 な 見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資機材の供給体制等における近接市町相互間の連携体制の整備を図る。	表現を修正する。
30	P.26 第2編 第1章 第2 4(1)	近接市町及 び消防本部 との連携	所在地 いなべ市北勢町阿下喜31番地	所在地 いなべ市員弁町笠田新田111	いなべ市役所の移転に伴い、所在地を修正する。

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
31	P.27 第2編 第1章 第2 5 (1)(2)	指定公共機 関等との連 携	(1)指定公共機関等の連絡先の把握 <u>及び医療機関等との連携</u> 市は、市の区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。 <u>また</u> 、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防本部とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換及び訓練を通じて、緊急時の情報伝達・収集方法を把握するなどにより広域的な連携を図るものとする。 <u>さらに</u> 、NBC災害等による特殊な災害への対応が迅速に行えるよう専門的な知見を有する機関との連携に努める。	(1) 指定公共機関等の連絡先の把握 市は、市の区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。 (2) <u>医療機関との連携</u> <u>市は</u> 、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防本部とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換及び訓練を通じて、緊急時の情報伝達・収集方法を把握するなどにより広域的な連携を図るものとする。 <u>また</u> 、NBC災害等による特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。	項目の整理を行う。
32	P.28 第2編 第1章 第2 5 (1)(2)	指定公共機 関等との連 携	関係機関名 所在地 (別紙⑧のとおり)	関係機関名 所在地 (別紙⑧のとおり)	会社名の変更に伴い、該当する会社の名称を修正するとともに、関係機関を追加する。
33	P.28 第2編 第1章 第2 5 (3)	関係機関と の協定の締 結及び整備	(2)関係機関との協定の締結及び整備 市は、関係機関から物資及び資機材の供給や避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、 <u>市地域防災計画</u> に準じた必要な連携体制の整備を図るものとする。 また、市は、区域内の事業所における防災対策を活用した国民保護への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。	(3)関係機関との協定の締結及び整備 市は、関係機関から物資及び資機材の供給や避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、 <u>防災</u> に準じた必要な連携体制の整備を図るものとする。 また、市は、区域内の事業所における防災対策を活用した国民保護への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。	一連番号31の内容(削除)による番号修正 表現を修正する。
34	P.28、29 第2編 第1章 第2 6(1)	自主防災組 織等に対す る支援	市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修・訓練を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間の連携が図られるよう配慮する。 また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るものとする。	市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修・訓練を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間の連携が図られるよう配慮する。 また、国民保護措置についての訓練への参加について協力を要請するとともに、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るものとする。	三重県国民保護計画と整合を図るため、文章を修正する。
35	P.29 第2編 第1章 第2 6	自主防災組 織及びボラ ンティア団 体等に対す る支援	(2)地域における自主防災組織等の活動環境の整備 <u>市は、自主防災組織相互間、消防団等との間の連携が図られるよう配慮するとともに、地域で一体となった要配慮者への支援体制が整えられるよう、その活動環境の整備を図る。</u>	(新規)	自主防災組織、消防団等の活動環境の整備の記載について、追加する。

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
36	P.29 第2編 第1章 第2 6 (2)	自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援	(3)ボランティア団体等に対する支援 市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社三重県支部、市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 <u>また、企業ボランティアの活動が促進されるよう、その活動環境の整備に努める。</u>	(2)自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援 市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社三重県支部、市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。	一連番号35の追加による番号修正 企業ボランティアの記載について、追加する。
37	P.31 第2編 第1章 第4 1 (1)	情報収集及び提供のための体制の整備	表 2-4 通信体制の整備に当たっての留意事項 (別紙⑨のとおり)	表 2-4 通信体制の整備に当たっての留意事項 (別紙⑨のとおり)	「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴い、警報等の伝達手段として、Em-Net、J-ALERTを使用する旨を新規追加する。
38	P.32 第2編 第1章 第4 2	警報等の伝達に必要な準備	(1) 警報の発令 <u>対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があるときは警報を発令する。(国民保護法第44条)</u> <u>警報の内容は次のとおりである。</u> <u>・武力攻撃事態等の現状及び予測</u> <u>・武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域</u> <u>・その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項</u> <u>本市が上記の警報の対象地域となった場合は、県知事を通じて本市に対し通知される。</u>	(新規)	警報の発令内容について、新規追加する。
39	P.32 第2編 第1章 第4 2 (1)	警報の伝達体制の整備	(2)警報の伝達体制の整備 市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、 <u>自治会</u> 、民生委員、市社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど <u>要配慮者</u> に対する警報の伝達に配慮する。	(1)警報の伝達体制の整備 市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員、市社会福祉協議会、 <u>自治会</u> 等との協力体制を構築するなど <u>災害時要援護者</u> に対する警報の伝達に配慮する。	一連番号38の内容(新規追加)による番号修正 用語の見直しに伴う、文章を修正する。
40	P.32 第2編 第1章 第4 2 (2)	防災行政無線の整備	(3)伝達手段の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達のため、 <u>防災行政無線・緊急防災ラジオ・災害時緊急メール等</u> の必要な <u>伝達手段</u> の整備を図るものとする。	(2)防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる <u>同報系その他の防災行政無線</u> の整備を図るものとする。	一連番号38の内容(新規追加)による番号修正 防災行政無線の整備は既に行われており、さらにその他の伝達手段を整備しているため、文章を修正する。

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
41	P.32、33 第2編 第1章 第4 2 (3) (4) (5)	県警察等との連携 国民保護に係るサイレンの住民への周知 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備	(4)県警察等との連携 (5)国民保護に係るサイレンの住民への周知 (6)大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備	(3)県警察等との連携 (4)国民保護に係るサイレンの住民への周知 (5)大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備	一連番号38の内容(新規追加)による番号修正
42	P.33 第2編 第1章 第4 2 (6)	民間事業者からの協力の確保	(7)民間事業者からの協力の確保 市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域において地域連携(共助)を図ることが期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。	(6)民間事業者からの協力の確保 市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域において地域連携(共助)を図ることが期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を実施できるよう、各種の取組みを推進する。	一連番号38の内容(新規追加)による番号修正。 表現を修正する。
43	P.33 第2編 第1章 第4 3 (1)	安否情報の種類及び報告様式	市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、 <u>原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)</u> 第1条に規定する様式第1号及び第2号(表2-5 2-6)の安否情報報告書により収集し、 <u>安否情報システムを用いて</u> 県に報告する。	市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法、安否情報の照会及び回答の手続、その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。) <u>第2条に規定する様式第3号</u> の安否情報報告書により、県に報告する。 <u>なお、安否情報の収集は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号を用いて行う。ただし、やむを得ない場合は市長が適当と認める方法によることができる。</u>	安否情報システムの運用開始に伴い、文章を修正する。 省令名に誤記があったため修正する。
44	P.36 第2編 第1章 第4 3 (1)	安否情報の種類及び報告様式	表2-7 安否情報報告書 (削除)	表2-7 安否情報報告書	安否情報システムの運用開始に伴い、システム活用をするため、報告書を削除する。

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
45	P.37 第2編 第1章 第4 3 (2)	安否情報収集のための 体制整備	市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、市における安否情報の整理担当及び安否情報の回答責任部署を市民環境部と定め、県の安否情報収集の確認についても市民環境部で行う。 なお、安否情報は極めて重要な個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについて十分留意すべきことを平素より職員に周知徹底し、必要な研修及び訓練を行う。	市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、市における安否情報の整理担当及び安否情報の回答責任部署を市民部と定め、県の安否情報収集の確認についても市民部で行う。 なお、安否情報は極めて重要な個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについて十分留意すべきことを平素より職員に周知徹底し、必要な研修及び訓練を行う。	組織改編に伴い、文章を修正する。
46	P.37 第2編 第1章 第4 4 (1)	情報収集及び連絡体制 の整備	市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、被災情報の収集及び報告に当たる担当部署を防災・危機管理課に定めるとともに、必要な体制の整備を図る。 表2-7 被災情報の報告様式	市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、被災情報の収集及び報告に当たる担当部署を危機管理部に定めるとともに、必要な体制の整備を図る。 表2-8 被災情報の報告様式	組織改編に伴い、文章を修正する。 一連番号44の内容(表削除)による表 番号修正
47	P.39 第2編 第1章 第5 2 (1)	市における 訓練の実施	市は、近隣市町、県、国等関係機関と、国民保護措置についての訓練を共同で実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、既存のノウハウを活用するとともに県警察、海上保安部、自衛隊等関係機関との連携を図りつつ、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等を人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。 ・市国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市国民保護対策本部設置運営訓練 ・警報及び避難の指示等の内容の伝達訓練並びに被災情報及び安否情報に係る情報収集訓練 ・避難誘導訓練及び救援訓練	市は、近隣市町、県、国等関係機関と、国民保護措置についての訓練を共同で実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。	国民の保護に関する基本指針の変更に伴い、訓練について様々な情報伝達手段を用いた訓練等の内容を例示として、新規追加する。

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
48	P.39、40 第2編 第1章 第5 2 (2)	訓練の形態 及び項目	(削除)	(2)訓練の形態及び項目 訓練を計画するに当たっては、実際に人、物等を動かす 実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わ せる図上訓練、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を 実施する。 また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次の 訓練を実施する。 ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及 び市対策本部設置運営訓練 ② 警報及び避難の指示等の内容の伝達訓練、被災情報及 び安否情報に係る情報収集訓練 ③ 避難誘導訓練及び救援訓練	(2)を削除し、(1)内にて文章の表現 を整理する。(一連番号47を参考)
49	P.40 第2編 第1章 第5 2 (3)	訓練に当 たつての留 意事項	(2)訓練に当たつての留意事項 ①～略～ ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民 の避難誘導や救援等に あたり 、 <u>自治会、自主防災組織</u> 、民 生委員、市社会福祉協議会等の協力を求めるとともに、 <u>要 配慮者</u> への的確な対応が図られるよう留意する。 ③～略～ ④ 市は、自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広 く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に努め、 <u>訓練 の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮 する。</u> ⑤～略～ ⑥～略～	(3)訓練に当たつての留意事項 ①～略～ ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民 の避難誘導や救援等に 当 たり、民生委員、市社会福祉協議 会、 <u>自治会、自主防災組織</u> 等の協力を求めるとともに、 <u>高 齢者、障害者等の災害時要援護者</u> への的確な対応が図ら れるよう留意する。 ③～略～ ④ 市は、自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広 く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に <u>資するよう 努める。</u> ⑤～略～ ⑥～略～	一連番号48の内容(削除)による番号 修正 用語の見直しに伴い、文章を修正す る。 訓練実施に関する配慮事項を新規追 加する。
50	P.41 第2編 第2章 1 (1)	基礎的資料 の収集	① 市の地図(<u>人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ 等</u>) ② 市内の道路網のリスト(<u>避難経路として想定される高速 道路、国道、県道、市道等の道路のリスト</u>) ③ 輸送力のリスト(<u>鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公 共交通機関の保有する輸送力、鉄道網やバス網、保有車 両数などのデータ等</u>) ④ 避難施設のリスト(<u>避難住民の収容能力や屋内外の別 についてのリスト等</u>) ⑤ 備蓄物資、調達可能物資のリスト(<u>備蓄物資の所在地、 数量、主要な民間事業者のリスト等</u>) ⑥ 生活関連等施設等のリスト(<u>避難住民の誘導に影響を 与えかねない一定規模以上のもの等</u>) ⑦ ～略～ ⑧ ～略～ ⑨ ～略～ ⑩ <u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</u>	① 市の地図 ② 市内の道路網のリスト ③ 輸送力のリスト ④ 避難施設のリスト ⑤ 備蓄物資、調達可能物資のリスト ⑥ 生活関連等施設等のリスト ⑦ ～略～ ⑧ ～略～ ⑨ ～略～ ⑩ <u>災害時要援護者に関する避難支援計画</u>	基礎的資料の具体内容を明記する。 用語の見直し及び要配慮者の避難行 動を支援する計画が変更となっている ことから、文章を修正する。

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
51	P.41、42 第2編 第2章 1 (3)	災害時要援 護者への配 慮	(3)要配慮者への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等 自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時 への対応として作成している要配慮者に関する個別避難 計画等を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。	(3)災害時要援護者への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自 ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時へ の対応として作成している災害時要援護者に関する避難支 援計画等を活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じ る。 【災害時要援護者の避難支援プランについて】 武力攻撃災害やテロ発生時においても、避難誘導に当 たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時 要援護者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時 における取組みとして行われる災害時要援護者の避難支 援プランを活用することが重要である(「災害時要援護者の 避難支援ガイドライン」(平成17年3月)参照)。 避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行え るよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護 者一人ひとりに対する個別計画」で構成される。災害時要 援護者一人ひとりの避難支援プランを実施するためには、災 害時要援護者情報の把握が不可欠であり、その方法として は以下のとおりである。 ① 同意方式 ② 手上げ方式 ③ 共有情報方式 これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に 基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、保健福祉部 及び市社会福祉協議会、危機管理部が連携し、災害時要 援護者各個人の避難支援プランを策定する(家族構成や肢 体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事 業者名などを記載)。	用語の見直し及び要配慮者の避難行 動を支援する計画が変更となっている ことから、文章を修正する。
52	P.42 第2編 第2章 1 (5)	学校及び事 業所との連 携	(5)学校及び事業所等との連携 市は、学校及び大規模な事業所における避難に関して、 時間的な余裕がない場合においては、事業所、学校等の 単位により集団で避難することも踏まえて、平素から各事 業所、学校等における避難の在り方について意見交換を 行うとともに、避難訓練等を通じて対応を確認する。	(5)学校及び事業所との連携 市は、学校及び大規模な事業所における避難に関して、 事業所、学校等の単位により集団で避難することも想定さ れるため、平素から各事業所、学校等における避難の在り 方について意見交換を行うとともに、避難訓練等を通じて対 応を確認する。	表現を修正する。
53	P.42 第2編 第2章 2	避難実施要 領のパター ンの作成	市は、関係機関(消防機関、県、県警察、海上保安部等、 自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、県が作成した 「避難実施要領の手引き」に基づき、「避難実施要領/パター ン作成の手引き」(平成23年10月消防庁作成)等も参考に しつつ、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成 する。	市は、関係機関(消防機関、県、県警察、海上保安部等、 自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、県が作成した「避 難実施要領の手引き」等に基づき、複数の避難実施要領の パターンをあらかじめ作成する。	平成23年10月に消防庁が手引きを作 成したことから、記載を追加する。

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
54	P.43、44 第2編 第2章 5	避難施設の 指定への協 力	市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。市は、避難施設に関する情報を避難施設データベース等により県と共有するとともに、県と連携し、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。	市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。市は、避難施設に関する情報を避難施設データベース等により県と共有するとともに、県と連携し、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知すると同時に、避難経路等を表示した案内図、案内標識等を設置し、住民、観光客等に対する周知を図るよう努める。 【避難施設の指定について】 県においては、国民保護法に基づく避難施設を長期避難所と一時避難場所の2種類に区分している。 ① 長期避難所 避難住民の収容施設としての活用を予定しており、避難が比較的長期に及ぶことも想定し、学校、公民館、集会所、体育館等の建築物を指定することとしている。 ② 一時避難場所 避難の際の一時的な集合場所や、救援の実施場所、応急仮設住宅の建設用地としての活用を予定しており、学校グラウンド、公園、広場、駐車場といった場所を指定することとしている。 【施設データベースに盛り込むべき標準的項目】 ・施設の名称 ・施設の所在地 ・施設の連絡先(電話、FAX) ・管理する担当窓口(名称、電話、FAX) ・収容人員(屋内 人/屋外 人) ・施設の面積(屋内 m ² /屋外 m ²) ・構造(階数その他)等	避難施設の指定に関して、文章を修正する。
55	P.44 第2編 第2章 6 (1)	生活関連等 施設	(削除)	(1)生活関連等施設 生活関連等施設とは、次のいずれかに該当する施設であって政令で定めるものをいう。 ① 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの ② その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設	三重県国民保護計画と整合を図るため、修正する。 (生活関連等施設の種類の表2-9に記載済)
56	P.45 第2編 第2章 6 (2)	生活関連等 施設の把握 等	(1)生活関連等施設の把握等 表 2-8 生活関連等施設の種類の把握等 担当部局 (別紙⑩のとおり)	(2)生活関連等施設の把握等 表 2-9 生活関連等施設の種類の把握等 担当部局 (別紙⑩のとおり)	一連番号44の内容(表削除)による表番号修正 一連番号55の内容(削除)による番号修正 原子力規制委員会の設置及び三重県庁の組織改編等に伴い、表を修正する。

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
57	P.45 第2編 第2章 6 (3)	市が管理する公共施設等における警戒	(2)市が管理する公共施設等における警戒	(3)市が管理する公共施設等における警戒	一連番号55の内容(削除)による番号修正
58	P.46 第2編 第3章 1 (1)	防災のための備蓄との関係	住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資機材については、防災のために備えた物資及び資機材と共通するものが多いことから、可能であるものについて、原則として国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄は相互に兼ねるものとする。	住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資機材については、防災のために備えた物資及び資機材と共通するものが多いことから、可能であるものについて は 、原則として国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄 を 相互に兼ねるものとする。	表現を修正する。
59	P.46 第2編 第3章 1 (2)	国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材	国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服、放射線測定装置等の資機材については、国がその整備及び整備の促進に努めることとされ、又、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄及び調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄、調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。	国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服、放射線測定装置等の資機材については、国がその整備及び整備の促進に努めることとされ、又、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄及び調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄、調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。 【国民保護措置のために特に必要な物質及び資機材の例】 ・安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置 ・放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具等	文言が重複しているため、削除する。
60	P.46 第2編 第3章 2 (2)	ライフライン施設の機能性の確保	市は、市が管理する上下水道施設等のライフライン施設について、 市地域防災計画に規定される 既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める	市は、市が管理する上下水道施設等のライフライン施設について、 自然災害に対する 既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める	三重県国民保護計画と整合を図るため、文章を修正する。
61	P.48 第2編 第4章 1 (1)	啓発の方法	市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う。 また、 要配慮者 に対しては、点字及び外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により 啓発に努める 。	市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う とともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する 。 また、 高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者 に対しては、点字及び外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により 啓発を行う 。	用語の見直しに伴い、修正する。

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
62	P.48 第2編 第4章 1 (2)	防災に関する啓発との連携	市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織等の協力も得ながら住民への啓発に努める。	市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織等の協力も得ながら住民への啓発を行う。	表現を修正する。
63	P.48 第2編 第4章 1 (3)	学校における教育	市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、 <u>安全教育、自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育に努める。</u>	市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、 <u>これまでの安全教育の取組み等を参考にして啓発を行う。</u>	三重県国民保護計画と整合を図るため、文章を修正する。
64	P.48、49 第2編 第4章 2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用した住民への周知に努める。 <u>また、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。</u> <u>さらに、市は県、日本赤十字社三重県支部、その他関係機関と連携して、武力攻撃災害が発生した場合等における住民に期待する行動(避難住民の誘導、避難住民等の救援、消火、負傷者の搬送及び応急手当、被災者の救助等)についても住民に対し周知し、住民の自発的な協力が得られるよう努める。</u>	(1)市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。 (2)市は、 <u>弾道ミサイル攻撃の場合及び地域においてテロが発生した場合等に住民がとるべき行動についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアル等と併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。</u> (3)市は、 <u>日本赤十字社三重県支部、県、消防機関等とともに、傷病者の応急手当について普及に努める。</u> (4) <u>平日昼間に事態が発生した場合は、各事業者単位で適切な行動をとる必要があることから、市は、県と連携して各事業所等に対する啓発に努める。</u>	「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴い、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について周知することを明記し、あわせて文章を修正する。
65	P.50 第3編 第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	多数の死傷者が発生した場合や、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要になると想定される。	多数の死傷者が発生した場合や、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられるが、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要になると想定される。	表現を修正する。

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
66	P.50 第3編 第1章 1	危機対策本部等の設置 及び初動措置	<u>(1)初動情報の収集</u> <u>① 市は、多数の人を殺傷する行為等の事案が発生した場合は、速やかに初期情報の収集を行う。</u> <u>② 職員は、住民からの通報、県からの連絡及びその他の情報により、当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を防災・危機管理課に報告する。</u> <u>③ 防災・危機管理課及び消防本部等は、報告者等の協力を得て、初期情報等の収集に努める。また、現場の安全が確保されている場合は、現場にて情報収集に努めるとともに、国、県、関係機関等と密接に連携して情報収集を行う。</u> <u>④ 防災・危機管理課は、収集した情報を速やかに市長に報告する。</u> <u>⑤ 市長は、防災・危機管理課及び消防本部等によって収集された情報から、発生している被害が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合は、市地域防災計画に定める方法に従い対応するものとし、武力攻撃事態等に該当する場合は、本計画に定める方法に従い対応するものとし、それ以外の場合には、市危機管理計画に定める方法に従い、被害の最小化を図る。</u>	(新規)	三重県国民保護計画と整合を図るため、記載を追加する。
67	P.50、51 第3編 第1章 1 (1)	危機対策本部等の設置	<u>(2)危機対策本部等の設置</u> <u>①市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察等に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、危機対策本部を設置する。危機対策本部は、事案発生時の対処に不可欠な要員により構成する。</u> 図3-1 危機対策本部の構成等 <u>(別紙⑪のとおり)</u> ※住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び<u>防災・危機管理課</u>等に報告するものとする。 消防機関においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。 ②～略～	<u>(1)危機対策本部等の設置</u> <u>①市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察等に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、危機対策本部を設置する。危機対策本部は、事案発生時の対処に不可欠な</u><u>少人数の</u><u>要員により構成する。</u> 図3-1 危機対策本部の構成等 <u>(別紙⑪のとおり)</u> ※住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び<u>危機管理部員</u>等に報告するものとする。 消防機関においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。 ②～略～	一連番号66の内容(新規追加)による番号修正 組織改編等に伴い、図を修正するとともに、文章を修正する。

一連 番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
68	P.51, 52 第3編 第1章 1 (2) (3)	初動措置の 確保 関係機関へ の支援の要 請	(3)初動措置の確保 (4)関係機関への支援の要請	(2)初動措置の確保 (3)関係機関への支援の要請	一連番号66の内容(新規追加)による 番号修正
69	P.53 第3編 第1章 2	市国民保護 対策本部へ の移行に要 する調整	図3-2 危機発生時のフローチャート (別紙12のとおり)	図3-2 危機発生時のフローチャート (別紙12のとおり)	組織改編等に伴い、図を修正する。

一連 番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
70	P.55, 56 第3編 第2章 1 (1)	市国民保護 対策本部の 設置の手順	①～略～ ②～略～ ③ 市国民保護対策本部員及び市国民保護対策本部職員 の参集 <u>防災・危機管理課</u>は、市国民保護対策本部員及び、市国民保護対策本部職員等に対し、市国民保護対策本部に参集するよう連絡する。 ④ 市国民保護対策本部の開設 <u>防災・危機管理課</u>は、市庁舎5階大会議室に市国民保護対策本部を開設するとともに、必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を行う。<u>(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)</u> 市長は、市国民保護対策本部を設置したときは、市議会にその旨を報告する。 ⑤ 交代要員等の確保 市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、<u>交代要員の確保等</u>を行う。 ⑥ 本部の代替機能の確保 市は、庁舎等主要施設が損壊した場合に市国民保護対策本部の活動に支障をきたすことがないように、消防本部、<u>多度地区市民センター、長島地区市民センターを対策本部の予備施設とする。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により他の場所に変更することを妨げるものではない。</u> また、市外への避難が必要で、市の区域内に市国民保護対策本部を設置することができない場合には、知事と市国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。	①～略～ ②～略～ ③ 市国民保護対策本部員及び市国民保護対策本部職員 の参集 <u>危機管理部</u>は、市国民保護対策本部員及び、市国民保護対策本部職員等に対し、市国民保護対策本部に参集するよう連絡する。 ④ 市国民保護対策本部の開設 <u>危機管理部</u>は、市庁舎3階第2会議室に市国民保護対策本部を開設するとともに、必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を行う。 市長は、市国民保護対策本部を設置したときは、市議会にその旨を報告する。 ⑤ 交代要員等の確保 市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、<u>食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備</u>の確保等を行う。 ⑥ 本部の代替機能の確保 市は、庁舎等主要施設が損壊した場合に市国民保護対策本部の活動に支障をきたすことがないように、消防本部を<u>代替施設としてあらかじめ指定する。</u> また、市外への避難が必要で、市の区域内に市国民保護対策本部を設置することができない場合には、知事と市国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。	組織改編に伴い、文章を修正する。 また、対策本部の予備施設等について文章を修正する。
71	P.56～59 第3編 第2章 1 (3)	市国民保護 対策本部の 組織構成及 び機能	図 3-3 市国民保護対策本部の組織構成及び各組織の機能 <u>(別紙⑬のとおり)</u> ※ 市国民保護対策本部における決定内容等を踏まえて、各<u>部局等</u>において措置を実施するものとする(市国民保護対策本部には、各<u>部局等</u>から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る)。 表 3-1 市の各部<u>局等</u>の武力攻撃事態における主要な業務 <u>(別紙⑭のとおり)</u>	図 3-3 市国民保護対策本部の組織構成及び各組織の機能 <u>(別紙⑬のとおり)</u> ※ 市国民保護対策本部における決定内容等を踏まえて、各<u>所管</u>において措置を実施するものとする(市国民保護対策本部には、各<u>所管</u>から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る)。 表 3-1 市の各部<u>室</u>の武力攻撃事態における主要な業務 <u>(別紙⑭のとおり)</u>	組織改編及び業務内容見直しに伴い、表と文章を修正する。

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
72	P.60、61 第3編 第2章 1 (4)	市国民保護 対策本部に おける広報 等	市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供及び相談対応等を行うため、市国民保護対策本部における広報広聴体制を整備する。 <u>広報等の手段としては、防災行政無線及び広報車の利用、テレビ・ラジオ放送、インターネットホームページ、記者会見、問い合わせ窓口の設置、広報誌等様々な手段を活用し、要配慮者に配慮した情報提供を行う。</u> <u>表 3-2(削除)</u>	市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供及び相談対応等を行うため、市国民保護対策本部における広報広聴体制を整備する。 <u>なお、情報伝達については、防災行政無線及び広報車の利用、問い合わせ窓口の開設、ホームページ等の様々な広報手段を活用し、迅速に提供できるよう体制を整備する。</u> 【市国民保護対策本部における広報体制】 ① <u>広報責任者の設置</u> 武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。 ② <u>広報手段</u> 広報紙、テレビ・ラジオ、防災行政無線、問い合わせ窓口の開設、ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。 ③ <u>留意事項</u> ア <u>広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、又、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。</u> イ <u>市国民保護対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。</u> ウ <u>県と連携した広報体制を構築すること。</u> ④ <u>その他関係する報道機関</u> <u>表 3-2 関係報道機関一覧</u>	三重県国民保護計画と整合を図るため、文章を修正する。
73	P.63、64 第3編 第2章 2 (1)	情報通信手 段の確保	市は、携帯電話、衛星携帯電話、防災行政無線、インターネット、LGWAN等の利用又は臨時回線の設定等により、市国民保護対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。	市は、携帯電話、衛星携帯電話、 <u>衛星系通信及び地上系通信を併用した</u> 防災行政無線、インターネット、LGWAN等の利用又は臨時回線の設定等により、市国民保護対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。	表現を修正する。
74	P.65 第3編 第3章 1 (2)	国・県の現 地対策本部 との連携	市は、国、県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と密接な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県、国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。	市は、国、県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県、国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。	表現を修正する。

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
75	P.67 第3編 第3章 7 (1)	自主防災組織等に対する支援	市は、自主防災組織、 <u>自治会及び民生委員等</u> による警報の内容の伝達及び自主防災組織等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供及び活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。	市は、自主防災組織による警報の内容の伝達及び自主防災組織、 <u>自治会長</u> 等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供及び活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。	民生委員を追加するとともに、表現を修正する。
76	P.67 第3編 第3章 7 (2)	ボランティア活動への支援等	市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、 <u>国、県等の各種情報により</u> 、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。 また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録及び派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。 【武力攻撃事態等におけるボランティア活動の主な内容】 ① 避難施設における救援物資等の搬送及び整理 ② 避難所における炊き出し等の食事サービス等避難住民の生活支援 ③ <u>要配慮者</u> への支援 ④ 被災地における被災住宅の後片付け等	市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。 また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録及び派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。 【武力攻撃事態等におけるボランティア活動の主な内容】 ① 避難施設における救援物資等の搬送及び整理 ② 避難所における炊き出し等の食事サービス等避難住民の生活支援 ③ <u>災害時要援護者</u> への支援 ④ 被災地における被災住宅の後片付け等	用語の見直し等に伴い、文章を修正する。
77	P.69 第3編 第4章 第1 1 (1)	警報の伝達	<u>市長は、知事から</u> 警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(連絡先、手段及び伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(消防団、自治会、市社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校等)に警報の内容を伝達する。	<u>市は、県から</u> 警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(連絡先、手段及び伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(消防団、自治会、市社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校等)に警報の内容を伝達する。	表現を修正する。
78	P.69 第3編 第4章 第1 1 (2)	警報の通知	① <u>市長は</u> 、市の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、 <u>私立学校</u> 等)に対し、警報の内容を通知する。 <u>その際、これらの機関に対しては、所管する施設等に警報の内容を通知するよう要請する。</u> ② <u>市から警報の内容の通知を受けた執行機関は、所管する施設等に警報の内容を通知する。</u> ③ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。	① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、 <u>市民病院、保育園</u> 等)に対し、警報の内容を通知する。 ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。	警報の内容の通知について、文章を修正及び追加する。

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
79	P.70 第3編 第4章 第1 1 (2)	警報の通知	図 3-5 警報の通知及び伝達の仕組み (別紙15のとおり)	図 3-5 警報の通知及び伝達の仕組み (別紙15のとおり)	組織改編に伴い、図を修正する。
80	P.70 第3編 第4章 第1 2 (1)	警報の伝達	警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段(防災行政無線・災害時緊急メール・緊急防災ラジオ)等により、原則として以下の要領により情報伝達をする。 ～中略～ ①「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合においては、原則として、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。 ②「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページ等を通じて広範囲に周知を図る。 なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。	警報の伝達方法については、市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。 ～中略～ ①「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。 ②「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やテレビ、ラジオ、ホームページ等を通じて広範囲に周知を図る。 なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。	「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴い、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達を明記するため、文章を修正する。
81	P.70、71 第3編 第4章 第1 2 (2)	消防機関等との連携	市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、消防本部は保有する車両、装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会、要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。 また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。	市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、消防本部は保有する車両、装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会、災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。 また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。	用語の見直しに伴い、文章を修正する。

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
82	P.71 第3編 第4章 第1 2 (3)	災害時要援 護者への配 慮	(3)要配慮者への配慮 警報の内容の伝達においては、特に、要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	(3)災害時要援護者への配慮 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等災害時要援護者に対する伝達に配慮するものとし、災害時要援護者に関する避難支援計画等を活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難に備えられるような体制の整備に努める。	用語の見直しに伴い、文章を修正する。
83	P.71 第3編 第4章 第1 3	緊急通報の 伝達及び通 知	図 3-6 緊急通報の通知及び伝達の仕組み (別紙16のとおり)	図 3-6 緊急通報の通知及び伝達の仕組み (別紙16のとおり)	組織改編に伴い、文章を修正する。
84	P.72 第3編 第4章 第2 1	避難の指示 の通知、伝 達	図 3-7 避難の指示の流れ (別紙17のとおり)	図 3-7 避難の指示の流れ (別紙17のとおり)	組織改編等に伴い、文章を修正する。
85	P.73 第3編 第4章 第2 2 (1)	避難実施要 領の策定	【県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】 ⑦ 市職員及び消防職団員の配置等 避難住民の避難誘導が的確かつ迅速に行えるよう、関係市職員及び消防職団員の配置並びに担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。 ⑧要配慮者への対応 要配慮者の避難誘導を円滑に実施するために、要配慮者への対応方法を記載する。	【県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】 ⑦ 市職員及び消防職団員の配置等 避難住民の避難誘導が的確かつ迅速に行えるよう、関係市職員及び消防職団員の配置並びに担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。 ⑧災害時要援護者への対応 災害時要援護者の避難誘導を円滑に実施するために、災害時要援護者への対応方法を記載する。	用語の見直しに伴い、文章を修正する。
86	P.74 第3編 第4章 第2 2 (2)	避難実施要 領の策定に 当たって考 慮する事項	⑥ 要配慮者の避難方法の決定 (個別避難計画の活用)	⑥ 災害時要援護者の避難方法の決定 (避難支援計画の活用)	用語の見直し及び要配慮者の避難行動を支援する計画が変更となっていることから、文章を修正する。

一連 番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
87	P.75 第3編 第4章 第2 2 (3)	避難実施要 領の内容の 伝達	市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。 また、市長は、直ちにその内容を市の他の執行機関、警察署長、海上保安部長等、自衛隊地方協力本部長及びその他の関係機関に通知する。 図 3-8 市長から関係機関への避難実施要領の通知及び伝達 (別紙⑩のとおり)	市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。 また、市長は、直ちにその内容を市の他の執行機関、 市の区域を管轄する消防長 、警察署長、海上保安部長等、自衛隊地方協力本部長及びその他の関係機関に通知する。 図 3-8 市長から関係機関への避難実施要領の通知及び伝達 (別紙⑩のとおり)	組織改編に伴い、図を修正するとともに、文章を修正する。
88	P.75、76 第3編 第4章 第2 3 (2)	消防機関の 活動	消防本部及び消防署は、消火活動、救助及び救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な 要配慮者 の人員輸送車両等による運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動、救助及び救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、 要配慮者 に関する情報の確認及び要避難地域内残留者の確認等を担当するなど地域とのつながりを活かした活動を行う。	消防本部及び消防署は、消火活動、救助及び救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な 災害時要援護者 の人員輸送車両等による運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動、救助及び救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、 災害時要援護者 に関する情報の確認及び要避難地域内残留者の確認等を担当するなど地域とのつながりを活かした活動を行う。	用語の見直しに伴い、文章を修正する。
89	P.76 第3編 第4章 第2 3 (3)	避難誘導を 行う関係機 関との連携	市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官(以下「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。 また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。 なお、市長は、 これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模、状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。	市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官(以下「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。 また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。 これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、 市長は、 事態の規模、状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。	表現を修正する。

一連 番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
90	P.76 第3編 第4章 第2 3 (5)	誘導時における食品の 給与等の実施及び情報 の提供	市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給及び医療の提供その他の便宜を図る。 市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。	市長は、避難住民の誘導に際しては、 市独自に若しくは 県と連携して、食品の給与、飲料水の供給及び医療の提供その他の便宜を図る。 市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。	表現を修正する。
91	P.76 第3編 第4章 第2 3 (6)	高齢者、障害者、外国人等災害時 要援護者への配慮	(6)高齢者、障がい者等 要配慮者 への配慮 市長は、高齢者、障がい者等 要配慮者 の避難を円滑に行うため、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、 要配慮者 への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。	(6)高齢者、障害者、 外国人 等 災害時要援護者 への配慮 市長は、高齢者、障害者、 傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人 等 災害時要援護者 の避難を円滑に行うため、市社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、 障害者 団体等と協力して、 災害時要援護者 への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。	用語の見直しに伴い、文章を修正する。
92	P.77 第3編 第4章 第2 3 (11)	県に対する 要請等	市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。 その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。 また、避難住民の誘導に係る 運搬手段及び救援物資等 の配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。 市長は、知事から避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講じる。	市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。 その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。 また、避難住民の誘導に係る 資源 配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。 市長は、知事から避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講じる。	表現を修正する。
93	P.80 第3編 第5章 3 (1)	救援の基準 等	市長は、事務の委任を受けた場合、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号 。以下「救援の程度及び方法の基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 市長は、「救援の程度及び方法の基準」によっては、救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、 内閣総理大臣 に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	市長は、事務の委任を受けた場合、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号 。以下「救援の程度及び方法の基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 市長は、「救援の程度及び方法の基準」によっては、救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、 厚生労働大臣 に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	国民保護法の救援事務が厚生労働省から内閣府へ移管されたことに伴い、文章を修正する。

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
94	P.81 第3編 第5章 1 (1)	安否情報の 収集	市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する学校等からの情報収集及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。 また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。 さらに、 要配慮者 が滞在している施設における安否情報の収集に努める。	市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する 医療機関 、学校等からの情報収集及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。 また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、 外国人登録原票 等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。 さらに、 災害時要援護者 が滞在している施設における安否情報の収集に努める。	用語の見直し等に伴い、文章を修正する。
95	P.81、82 第3編 第6章 2	県に対する 報告	市は、 県への 報告に当たっては、原則として、 安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は 、安否情報省令第2条に規定する安否情報報告書(様式第3号)に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む)を、電子メールで県に送付する。 表3- 2 安否情報報告書	市は、 県に対し安否情報 の報告を行うに当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する安否情報報告書(様式第3号)に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む)を電子メールで県に送付する。 表3- 3 安否情報報告書	安否情報システムの運用開始に伴い、文章を修正する。 一連番号72の内容(表削除)による表番号修正
96	P.83、84 第3編 第6章 3 (1)	安否情報の 照会の受付	① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号並びに 電子 メールアドレスについて、市国民保護 対策本部を設置すると同時に住民に周知する。 ② 住民からの安否情報の照会については、原則として、市国民保護対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令第13条に規定する安否情報照会書(様式第4号)に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、及び照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭、電話、電子メール等での照会も受け付ける。 表3- 3 安否情報照会書	① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号並びにメールアドレスについて、市国民保護 対策本部を設置すると同時に住民に周知する。 ② 住民からの安否情報の照会については、原則として、市国民保護対策本部に設置する対応窓口、安否情報省令第13条に規定する安否情報照会書(様式第4号)に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、及び照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭、電話、電子メール等での照会も受け付ける。 表3- 4 安否情報照会書	表現を修正する。 一連番号72の内容(表削除)による表番号修正
97	P.85、86 第3編 第6章 3 (2)	安否情報の 回答	①～略～ ②～略～ ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名及び連絡先等を 把握する 。 表3- 4 安否情報回答書	①～略～ ②～略～ ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名及び連絡先等を 書面等により記録する 。 表3- 5 安否情報回答書	三重県国民保護計画と整合を図るため、文章を修正する。 一連番号72の内容(表削除)による表番号修正

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
98	P.90 第3編 第7章 第2 1 (1)	退避の指示	市長は、武力攻撃災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。 この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、 <u>関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。</u> <u>また、関係機関により、既に現地調整所が設置されている場合には、職員を早急に派遣する。</u> <u>退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。</u>	市長は、武力攻撃災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。 この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、 <u>又は関係機関により設置されている場合には職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。</u>	表現を修正する。
99	P.90、91 第3編 第7章 第2 1 (2)	退避の指示に 伴う措置	①～略～ ②～略～ <u>③市長は緊急の場合には、警察官又は海上保安官に対し、必要と認める地域の住民へ退避の指示を行うことを要請する。</u>	①～略～ ②～略～	国民保護法と整合をあわせるため、 文章を修正する。
100	P.91、92 第3編 第7章 第2 2 (2)	警戒区域の 設定に伴う 措置等	①～略～ ②～略～ ③～略～ ④～略～ <u>⑤市長は、緊急の場合には警察官又は海上保安官に対し警戒区域の設定を行うことを要請する。</u>	①～略～ ②～略～ ③～略～ ④～略～	国民保護法と整合をあわせるため、 文章を修正する。
101	P.93 第3編 第7章 第2 4 (2)	消防機関の 活動	消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法及び消防法、その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、 <u>消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動並びに救助及び救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除及び軽減する。</u>	消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法及び消防法、その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動並びに救助及び救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除及び軽減する。	表現を修正する。
102	P.94 第3編 第7章 第2 4 (6)	消防の相互 応援に関す る出動	市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するため、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。	市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するため、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、 <u>消防長と連携し</u> 、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。	表現を修正する。

一連 番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
103	P.94 第3編 第7章 第2 4 (8)	安全の確保	①～略～ ②市長は、必要により現地に職員を派遣し、 <u>現地調整所において</u> 、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等とともに、各機関との情報の共有及び連絡調整に当たらせるとともに、市国民保護対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。 ③～略～ ④消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、被災現場においては、消防本部等と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。 ⑤市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する <u>消防職員及び</u> 消防団員、水防団員等に対し、武力攻撃事態等に当たっては、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。	①～略～ ②市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等とともに <u>現地調整所を設けて</u> 、各機関との情報の共有及び連絡調整に当たらせるとともに、市国民保護対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。 ③～略～ ④消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、被災現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。 ⑤市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防団員、水防団員等に対し、武力攻撃事態等に当たっては、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。	表現を修正する。
104	P.95 第3編 第7章 第3 1 (1)	生活関連等 施設の状況 の把握	市は、市国民保護対策本部を設置した場合において、 <u>市内に所在する</u> 生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。	市は、市国民保護対策本部を設置した場合において、 <u>当該</u> 生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。	表現を修正する。
105	P.95 第3編 第7章 第3 2 (1)	危険物質等 に関する措 置命令	市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のために必要となる次の措置を講じるべきことを命じる。 なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市国民保護対策本部で所要の調整を行う。 【措置1】危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防法第12条の3) 【措置2】～略～ 【措置3】～略～	市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のために必要となる次の措置を講じるべきことを命じる。 なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市国民保護対策本部で所要の調整を行う。 【措置1】危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防法第12条の3) 【措置2】～略～ 【措置3】～略～	脱字を修正する。
106	P.96 第3編 第7章 第3 2 (1)	危険物質等 に関する措 置命令	表 3- <u>5</u> 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置 (別紙 <u>19</u> のとおり)	表 3- <u>6</u> 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置 (別紙 <u>19</u> のとおり)	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律と整合を合わせるため、表を修正する。 一連番号72の内容(表削除)による表番号修正

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
107	P.98 第3編 第7章 第4 1 (5)	安定ヨウ素剤の配布	(5)安定ヨウ素剤の服用 市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、 <u>防災基本計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</u>	(5)安定ヨウ素剤の配布 市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の国民保護対策本部長による服用時機の指示に基づき、県その他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講じる。	「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴い、安定ヨウ素剤の服用について、防災基本計画(原子力災害対策編)の定めにより行う旨を明記するため、文書を修正する。
108	P.98 第3編 第7章 第4 1	武力攻撃原子力災害への対処	(6)避難退域時検査及び簡易除染の実施 市は、住民に放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が生じた場合に備え、避難退域時検査及び簡易除染等の対応可能な施設等との協力体制を検討し、被ばく及び汚染が生じた場合には、 <u>原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、県と連携し、避難退域時検査及び簡易除染を行う。</u> (7)飲食物の摂取制限等 市長は、必要に応じ、 <u>飲食物の摂取制限等の措置については防災基本計画(原子力災害対策編)の定め例により行うものとする。</u> (8)職員の安全の確保	(新規) (6)職員の安全の確保	国民の保護に関する基本指針の変更に伴い、武力攻撃原子力災害時・核攻撃時における検査及び除染を実施する旨を明記するため、文書を追加する。 それに伴い、番号を修正する。
109	P.98 第3編 第7章 第4 2 (1)	応急措置の実施	市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。 市は、職員の安全を図るための措置を講じたうえで、保有する装備、資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。	市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被災現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、 <u>現場状況に応じて</u> 又は警戒区域を設定する。 消防長は、職員の安全を図るための措置を講じたうえで、保有する装備、資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。	表現を修正する。

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
110	P.99、100 第3編 第7章 第4 2 (4)	汚染原因に 応じた対応	市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じる。 ① 核攻撃等の場合 市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。 また、措置に当たる要員に防護服を着用させ、安全を確保した上で、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。 市は、核攻撃等による災害が発生した場合、県と連携し、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)に避難退域時検査及び簡易除染を行うとともに、放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。 ②～略～ ③～略～ 【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】 天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、又、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。 このため、防災・危機管理課においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、市民環境部や県等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力する	市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じる。 ① 核攻撃等の場合 市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。 また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。 ②～略～ ③～略～ 【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】 天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、又、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。 このため、危機管理部においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、環境部や県等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力する	国民の保護に関する基本指針の変更に伴い、武力攻撃原子力災害時・核攻撃時における検査及び除染を実施する旨を明記するため、文書を修正する。 組織改編に伴い、文章を修正する。
111	P.100 第3編 第7章 第5 2 (5)	市長の権限	表 3- 6 市長の権限(国民保護法第108 条)	表 3- 7 市長の権限(国民保護法第108 条)	一連番号72の内容(表削除)による表番号修正
112	P.101 第3編 第7章 第5 2 (1)	連携体制の 整備	市は、第2編第1章第4の「2 警報等の伝達に必要な準備」に掲げるところに従い、平素から大規模集客施設等における武力攻撃災害に対しの確かつ迅速に対応できるよう、県と役割を分担し、警報の伝達を行う市内の大規模集客施設等の所在地、規模等を把握し、連携の確保に努める。	市は、第2編第1章第4の「2 警報等の伝達に必要な準備」に掲げるところに従い、平素から大規模集客施設等における武力攻撃災害に対しの確かつ迅速に対応できるよう、県と役割を分担し、警報の伝達を行う市の区域内の大規模集客施設等の所在地、規模等を把握し、連携の確保に努める。	表現を修正する。

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
113	P.102 第3編 第7章 第5 3 (3)	大規模集客 施設等に おけるマ ニユアル 等に準じ た措置	【大規模集客施設等について】 県計画では、県内には多様なレジャー施設やテーマパーク、名所、旧跡が数多く存在し、年間を通じて県民のみならず、県外及び国外からも多数の観光客が訪れる施設等を大規模集客施設等と位置付けられている。 なお、桑名市においては、レジャーランドについては長島温泉(なばなの里を含む)やショッピングセンターについては、 イオンモール 桑名、ジャズドリーム長島、アビタ桑名店が該当する。	【大規模集客施設等について】 県計画では、県内には多様なレジャー施設やテーマパーク、名所、旧跡が数多く存在し、年間を通じて県民のみならず、県外及び国外からも多数の観光客が訪れる施設等を大規模集客施設等と位置付けられている。 なお、桑名市においては、レジャーランドについては長島温泉(なばなの里を含む)やショッピングセンターについては、 マイカル 桑名、ジャズドリーム長島、アビタ桑名店が該当する。	施設名の変更に伴い文章を修正する。
114	P.103 第3編 第8章 (1)	被災情報の 収集及び報 告	市は、電話、防災行政無線、 SNS その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。	市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。	伝達手段の拡充に伴い、文章を修正する。
115	P.103 第3編 第8章 (3)	被災情報の 収集及び報 告	市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防第267号消防庁長官通知)に基づき、 電子メール 、FAX等により 直ちに 被災情報の第一報を報告する。	市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防第267号消防庁長官通知)に基づき、 原則として、武力攻撃災害等を覚知後30分以内で可能な限り早く、防災行政無線FAX等により被災情報の第一報を報告する。	火災・災害等即報要領の一部改正に伴い、文章を修正する。
116	P.103 第3編 第8章 (4)	被災情報の 収集及び報 告	市は、第一報を 消防庁 に報告した後も、随時被災情報の収集に努め、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、 電子メール 、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。 なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。 表3-7 被災情報の報告様式	市は、第一報を報告した後も、随時被災情報の収集に努め、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、 防災情報システム 等により県が指定する時間に県に対し報告する。 なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。 表3-8 被災情報の報告様式	火災・災害等即報要領及び現状の運用に基づき、文章を修正する。 一連番号72の内容(表削除)による表番号修正

一連 番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
117	P.105 第3編 第9章 1 (1) (3)	保健衛生の 確保	市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、 市地域防災計画に準じて 、次に掲げる措置を実施する。 (1)保健衛生対策 市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、 要配慮者 の心身の健康状態には特段の配慮を行う。 (2)～略～ (3)食品衛生確保対策 市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、 県や関係機関 と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。	市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて次に掲げる措置を実施する。 (1)保健衛生対策 市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、 災害時要援護者 の心身 双方 の健康状態には特段の配慮を行う。 (2)～略～ (3)食品衛生確保対策 市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。	用語の見直し等に伴い、文章を修正する。
118	P.106 第3編 第9章 2 (2)	廃棄物処理 対策	① 市は、 市地域防災計画の定め に準じ、「 災害廃棄物対策指針 」(平成 26年環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部 作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	① 市は、「 震災廃棄物対策指針 」(平成 10年厚生省生活衛生局 作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	国において、災害廃棄物対策指針が策定されたことに伴い、文章を修正する。
119	P.107 第3編 第10章 3 (1)	水の安定的 な供給	水道事業者として、市は、消毒 その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。	市は、市管理の水道 その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。	表現を修正する。
120	P.107 第3編 第10章 3 (2)	公共的施設 の適切な管理	道路及び漁港の管理者として、市は、当該公共的施設を 適切に管理する。	市は、市管理の道路及び漁港を 適切に管理する。	表現を修正する。
121	P.110 第4編 第1章 1 (2)	通信機器の 応急の復旧	市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講じる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。	市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講じる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省 及び県 にその状況を連絡する。	三重県国民保護計画と整合を図るため、文章を修正する。

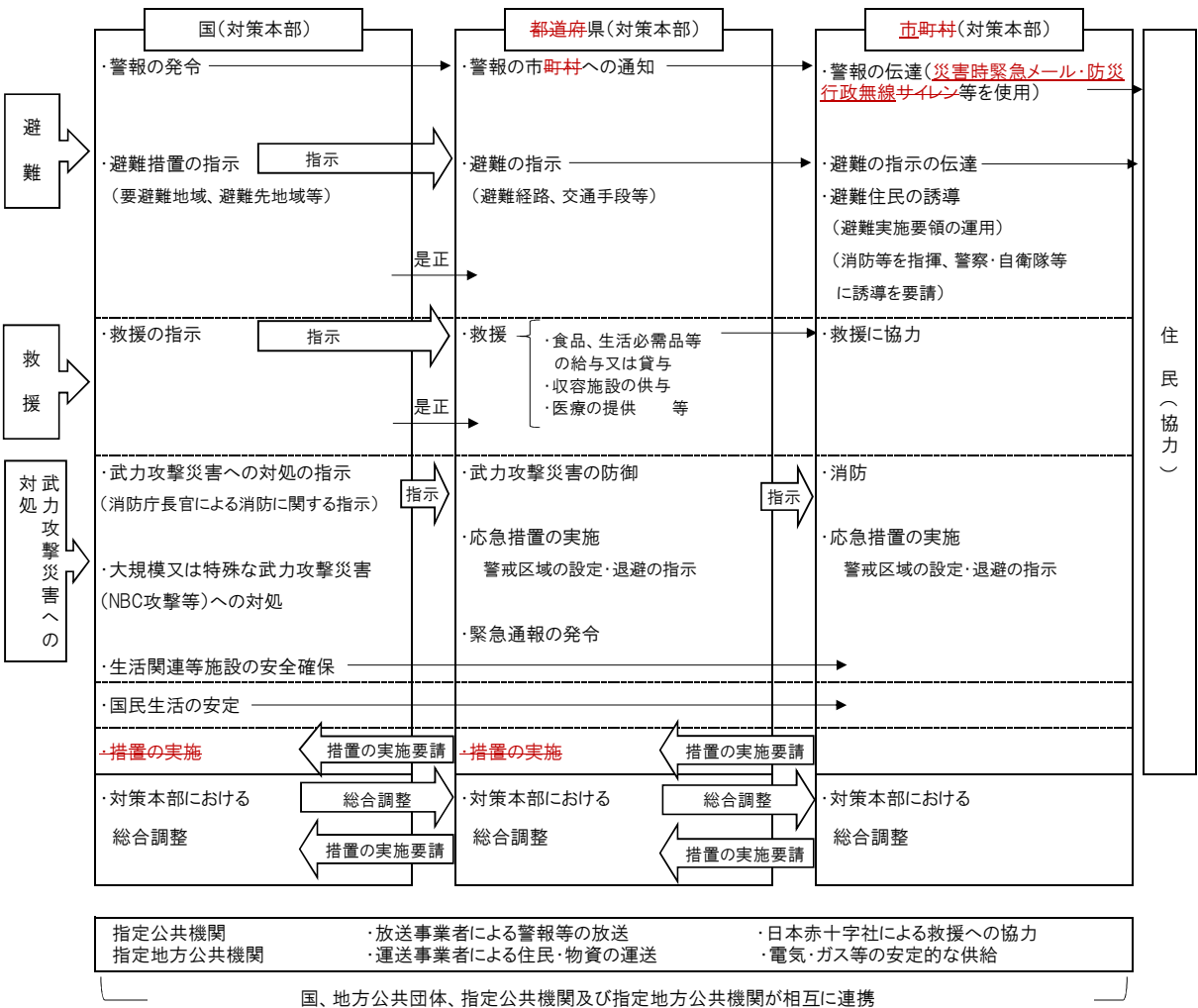
一連 番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)
122	P.110 第4編 第1章 2 (1)	市が管理するライフライン施設の応急の復旧	市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講じる。	市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講じる。 <u>また、電気・ガス・通信等のライフライン事業者である指定公共機関、指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、その内容を把握したうえで所要の措置を講じる。</u>	三重県国民保護計画と整合をあわせるため、文章を修正する。
123	P.114～141 資料編 1～4	関係機関の連絡先 国民保護法に基づく避難施設一覧 関係条例等 各種様式	<u>(削除)</u>	資料編 1 関係機関の連絡先 2 国民保護法に基づく避難施設一覧 3 関係条例等 4 各種様式	計画書から削除する。

表 1-1 用語の定義

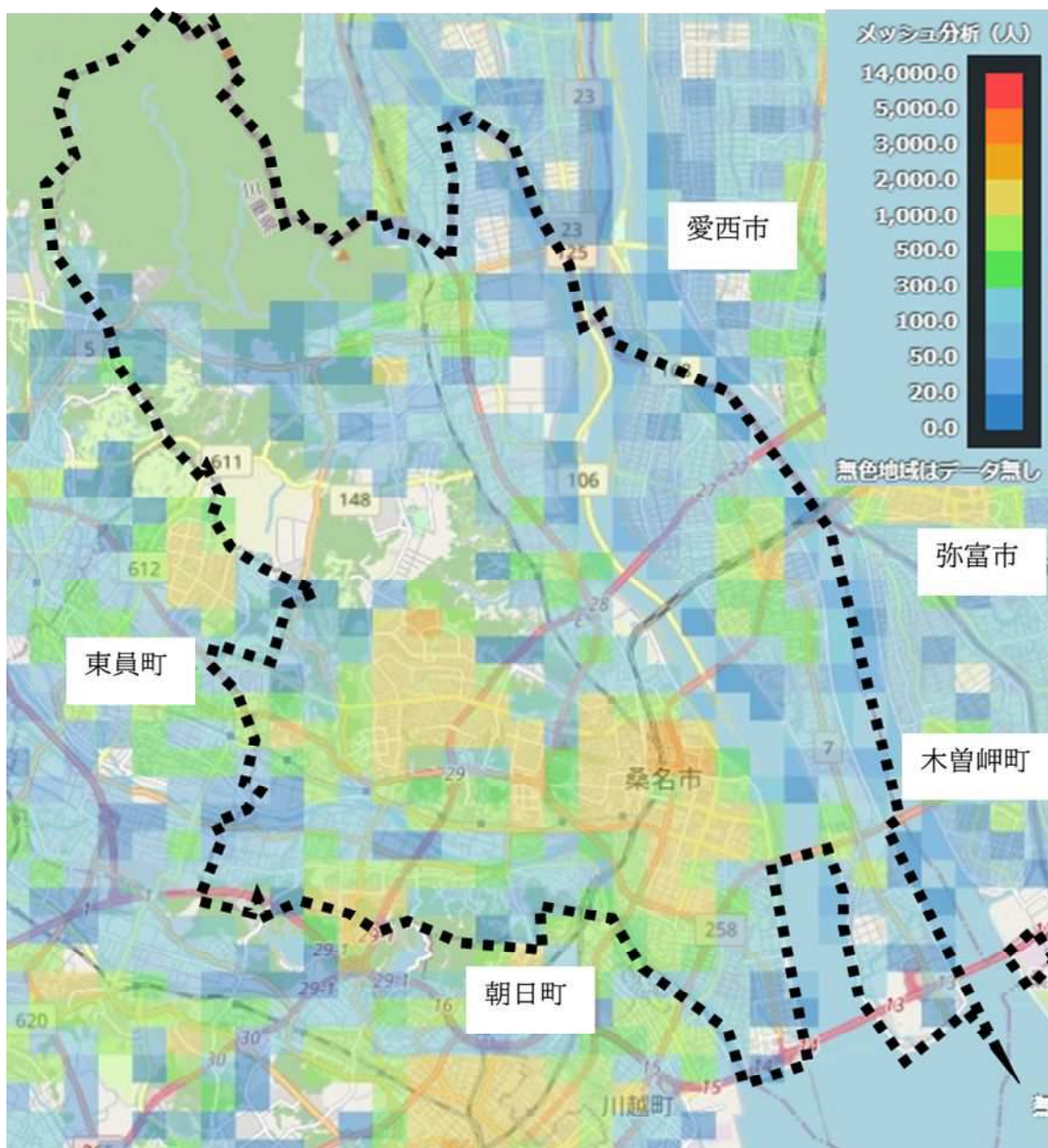
用 語 等	定 義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
武力攻撃事態等対策本部	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立、並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第 10 条第 1 項により設置される組織であり、対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進する
武力攻撃災害	武力攻撃により直接、又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、及びその他の人的又は物的災害
事態認定	政府による武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、又は緊急対処事態の認定
国民保護措置	武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置
緊急対処事態	大規模テロなど武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明確な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が事態対処法の規定に基づいて実施する措置
国の対策本部	事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに内閣に設置される武力攻撃事態等対策本部
国の対策本部長	事態対処法に基づく国の対策本部の長をいい、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、あらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。
基本指針	政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関、及び県が定める国民保護計画、並びに指定公共機関が定める国民保護業務計画の基本となるもの
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき定める計画
県国民保護計画	三重県が実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき定める計画
市国民保護計画	桑名市が実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき定める計画
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民保護措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会
指定行政機関	対処措置を実施する国の行政機関のうち中央行政機関。内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備施設庁

指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信及びその他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣告示で指定されたもの
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局及びその他の国の地方行政機関
指定地方公共機関	都道府県内において電気、ガス、輸送、通信、医療及びその他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定したもの
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める計画
県対策本部	国民保護法に基づき、都道府県が設置する対策本部をいい、内閣総理大臣が設置すべき都道府県を指定する。
県対策本部長	都道府県対策本部の長をいい、国民保護法に基づき都道府県知事をもって充てる。
市対策本部	国民保護法に基づき、市町村が設置する対策本部をいい、内閣総理大臣が設置すべき市町村を指定する。
市対策本部長	市町村対策本部の長をいい、国民保護法に基づき市町村長をもって充てる。
避難実施要領	避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領
NBC攻撃	核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)又は化学兵器(Chemical weapons)による攻撃
ダーティーボム	<u>放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾爆発により間接的に放射性物質を散布することによって、直接的な殺傷や破壊よりも放射能汚染や社会的混乱などを引き起こすことを主な目的とした兵器。核分裂による爆発の衝撃波と熱線、放射線による直接的な殺傷や破壊を行う核兵器とは異なる。</u>
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物等の取扱所等国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による災害
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報
災害時要援護者要配慮者	災害の発生及び危機が迫っていることの認知、安全な場所に避難すること、避難先での生活を続けること等に大きな困難が生じる人々であり、高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等を指す
治安出動	内閣総理大臣が、一般の警察力では治安を維持することができないと認める場合又は都道府県知事からの出動の要請があつてかつ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合に命じる自衛隊の出動
防衛出動	内閣総理大臣が、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するために必要があると認める場合に命じる自衛隊の出動
市地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき作成した桑名市地域防災計画

図1-1 国民保護措置の全体の仕組み



別紙③【新】



別紙④【新】

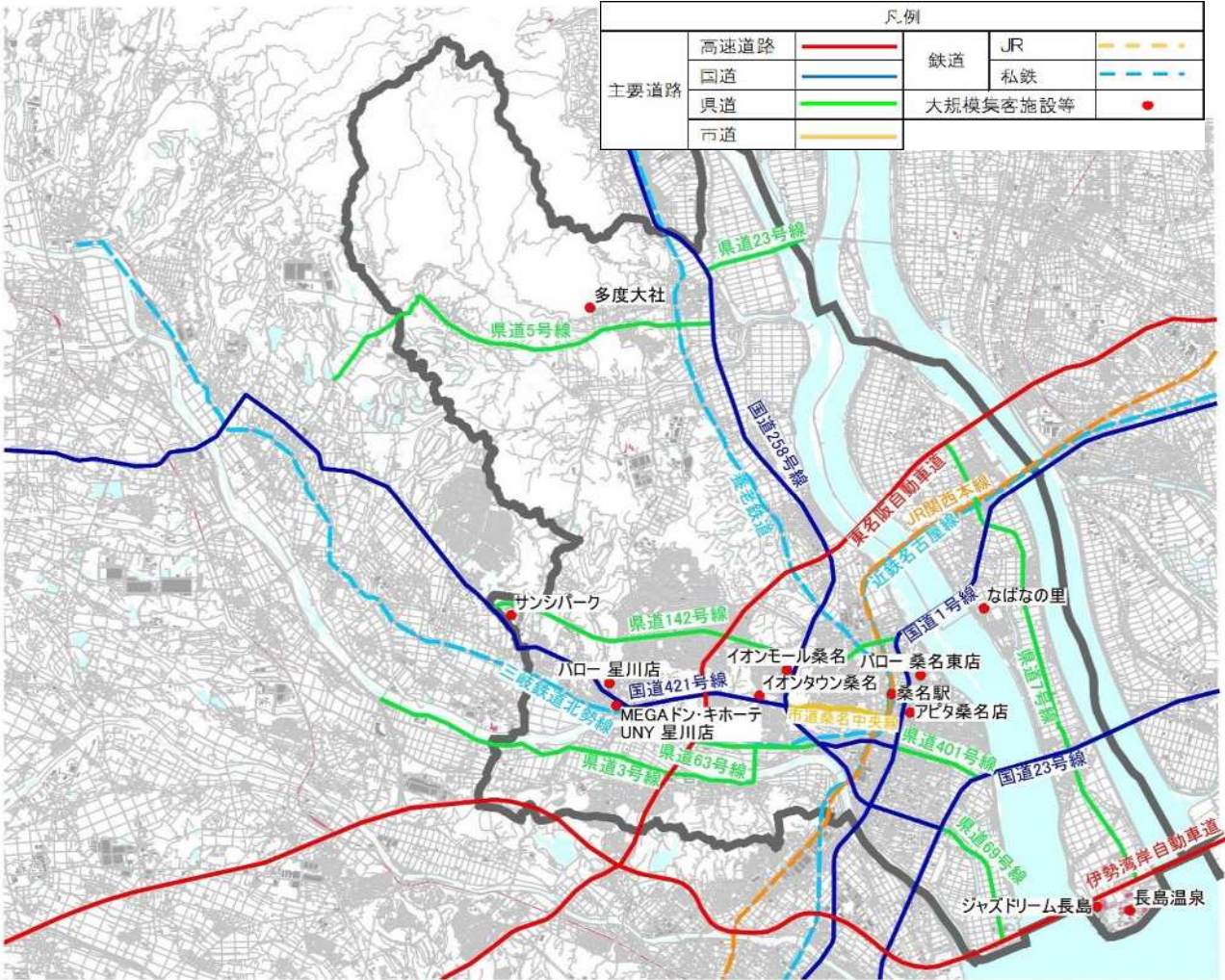


図 1-58 地域防災計画との関係

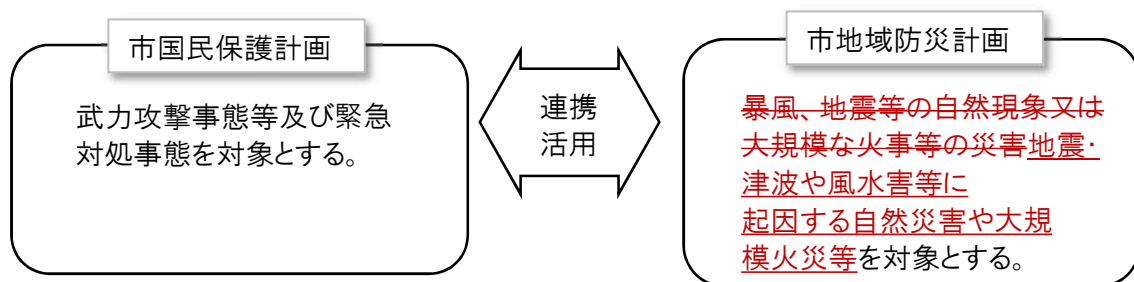


表 2-1 市の各部局等室における平素の業務

部 局 室 名	平 素 に お け る 業 務
市長直轄組織 危機管理部	・ 国民保護協議会の運営に関すること。 ・ <u>国民保護協議会委員との連絡体制の整備に関すること。</u> ・ 国民保護対策本部に関すること。 ・ <u>他市町、県及び関係機関との連絡体制の整備に関すること。</u> ・ <u>情報の収集及び提供体制の整備に関すること。※</u> ・ <u>避難及び救援等に係る体制の整備に関すること。※</u> ・ 避難実施要領の策定に関すること。 ・ 特殊標章等の交付等に関すること。 ・ 物資及び資機材の備蓄等に関すること。※ ・ 国民保護措置に関する<u>市民への啓発に関すること。</u> ・ 国民保護措置についての研修<u>及び訓練に関すること。※</u> ・ <u>交通の確保に関する体制の整備に関すること。</u>
市長公室	・ 職員の招集及び配置に関すること。 ・ <u>国民保護措置についての研修及び訓練に関すること。※</u> ・ <u>情報の収集及び提供体制の整備に関すること。※</u> ・ <u>住民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口体制の整備に関すること。</u> ・ 広報広聴活動に関すること。 ・ 報道機関との連絡に関すること。 ・ <u>通信体制の整備に関すること。※</u> ・ <u>所管施設の安全管理に関すること。※</u> ・ <u>関係機関との連絡体制の整備に関すること。※</u>
総務部	・ <u>物資及び資機材の備蓄に関すること。※</u> ・ <u>市有施設の安全管理に関すること。</u> ・ <u>所管施設の安全管理に関すること。※</u> ・ <u>関係機関との連絡体制の整備に関すること。※</u>
市民環境部	・ <u>避難所等の保健衛生についてのマニュアル作成に関すること。※</u> ・ <u>廃棄物処理についてのマニュアル作成及び防疫体制の整備に関すること。</u> ・ <u>物資及び資機材の備蓄等に関すること。※</u> ・ <u>安否情報システムを活用した安否情報の収集体制の整備に関すること。※</u> ・ 住民に対する警報及び緊急通報の内容の伝達についてのマニュアル作成に関すること。※ ・ 避難所運営体制の整備に関すること。※ ・ 住民の避難誘導についてのマニュアル作成に関すること。 ・ <u>所管施設の安全管理に関すること。※</u> ・ <u>関係機関との連絡体制の整備に関すること。※</u>
環境部	・ <u>避難所等の保健衛生についてのマニュアル作成に関すること。</u> ・ <u>廃棄物処理についてのマニュアル作成に関すること。</u>
地域コミュニティ局	・ <u>安否情報の収集体制の整備に関すること。※</u> ・ 住民に対する警報及び緊急通報の内容の伝達についてのマニュアル作成に関すること。※ ・ <u>避難所運営体制の整備に関すること。※</u> ・ <u>所管施設の安全管理に関すること。※</u> ・ <u>関係機関との連絡体制の整備に関すること。※</u>

産業振興部	・ <u>大規模集客施設等における国民保護措置の実施体制の整備に関すること。</u> ・ <u>物資の調達体制の整備に関すること。</u> ・ <u>輸送体制の整備に関すること。</u> ・ <u>所管施設の安全管理に関すること。※</u> ・ <u>関係機関との連絡体制の整備に関すること。※</u>
保健福祉部	・ <u>医療、医療品等の供給体制の整備に関すること。</u> ・ <u>医療及び救急、救援に関する体制の整備に関すること。</u> ・ <u>避難所等の保健衛生についてのマニュアル作成に関すること。※</u> ・ <u>高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。</u> ・ <u>ボランティアとの連携に関すること。</u> ・ <u>物資及び資機材の備蓄等に関すること。※</u> ・ <u>所管施設の安全管理に関すること。※</u> ・ <u>関係機関との連絡体制の整備に関すること。※</u>
市民病院	・ <u>医療、医療品等の供給体制の整備に関すること。</u>
子ども未来部	・ <u>児童等に対する支援体制の整備及び啓発に関すること。</u> ・ <u>乳幼児等の要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。</u> ・ <u>安否情報の収集体制の整備に関すること。※</u> ・ <u>所管施設の安全管理に関すること。※</u> ・ <u>関係機関との連絡体制の整備に関すること。※</u>
社会基盤整備部 都市創造部 都市整備部 建設部	・ <u>復旧計画の策定に関すること。</u> ・ <u>一般建築物及び土木構造物の安全確保に関すること。</u> ・ <u>道路、河川等の安全確保に関すること。</u> ・ <u>物資及び資機材の備蓄に関すること。※</u> ・ <u>所管施設の安全管理に関すること。※</u> ・ <u>関係機関との連絡体制の整備に関すること。※</u>
会計ファンドマネジメント室	・ <u>武力攻撃事態等における物品の出納体制の整備に関すること。</u>
議会事務局 監査委員事務局	・ <u>議会との連絡調整に関すること。</u> ・ <u>他の部の業務の応援体制の整備に関すること。</u>
教育委員会事務局	・ <u>避難所運営体制の整備に関すること。※</u> ・ <u>安否情報の収集体制の整備に関すること。※</u> ・ <u>生徒等に対する支援体制の整備及び啓発に関すること。</u> ・ <u>所管施設の安全管理に関すること。※</u> ・ <u>関係機関との連絡体制の整備に関すること。※</u>
ガス・上下水道部	・ <u>上下水道施設の防犯予防対策に関すること。</u> ・ <u>上下水道施設の被害応急対策に関すること。</u> ・ <u>被害等の給水計画に関すること。</u> ・ <u>上下水道施設の被害復旧に関すること。</u> ・ <u>関係機関との連絡体制の整備に関すること。※</u>

消防本部	・ 国民保護措置についての訓練の実施に関すること。<u>※</u> ・ 国民保護措置についてのマニュアル作成に関すること(救急・救助を含む)。 ・ <u>通信体制の整備に関すること。※</u> ・ <u>避難及び救援等に係る体制の整備に関すること。※</u> ・ <u>救急体制の整備に関すること。※</u> ・ <u>物資及び資機材の備蓄に関すること。※</u> ・ <u>安否情報の収集体制の整備に関すること。※</u> ・ <u>住民に対する警報及び緊急通報の内容の伝達についてのマニュアル作成に関すること。※</u> ・ <u>所管施設の安全管理に関すること。※</u> ・ <u>関係機関との連絡体制の整備に関すること。※</u>
------	---

※は、他の部局と重複する業務

表 2-2 事態の状況に応じた初動体制

事態の状況	体制の判断基準		配備体制
事態認定前	事態について情報収集等の対応が必要な場合		防災・危機管理課職員危機管理部職員 による対応
	現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合		危機対策本部体制
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	情報収集等の対応が必要な場合	防災・危機管理課職員危機管理部職員 による対応
		現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合	危機対策本部体制
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		国民保護対策本部体制

別紙⑧【見え消し】

関係機関名	所在地
<u>三重テレビ放送(株)</u>	<u>津市湊見町693-1</u>
<u>NHK津放送局</u>	<u>津市丸之内養正町4-8</u>
<u>株式会社 シー・ティー・ワイ</u>	<u>四日市市本町8番2号</u>
東海旅客鉄道(株)桑名駅	桑名市大字東方135
近畿日本鉄道(株)桑名駅	桑名市大字東方97
三岐鉄道(株)	四日市市富田三丁目22-83
<u>養老鉄道(株)</u>	<u>岐阜県大垣市木戸町910番地</u>
三重交通(株)桑名営業所	桑名市大字小貝須1593-3
西日本電信電話(株)三重支店	津市丸之内28-38
<u>株式会社NTTドコモ東海支社 三重支店</u>	<u>津市羽所町700 アスト津ビル</u>
中部電力 <u>パワーグリッド</u> (株)桑名営業所	桑名市寿町3-9
<u>東邦ガスネットワーク(株)</u> <u>地域計画部 西部計画センター 三重事業所</u>	<u>四日市市栄町3番8号</u>
郵便事業 <u>局(株)桑名支店</u>	桑名市中央町三丁目43
(一般 社団 <u>法人</u>)桑名医師会	桑名市本願寺262-1
<u>地方独立行政法人 桑名市総合医療センター</u>	<u>桑名市寿町3丁目11</u>
<u>公益社団法人 三重県歯科医師会</u>	<u>津市桜橋2丁目120-2</u>
独立行政法人水資源機構 長良川河口堰管理所	桑名市長島町十日外面136
中日本高速道路(株) 桑名保全サービスセンター	桑名市大字蓮花寺608-2
<u>日本赤十字社三重県支部</u>	<u>津市栄町1-891</u>
三重県トラック協会桑名支部	<u>四日市市新正4丁目8-8</u>
<u>三重県建設業協会桑名支部</u>	<u>桑名市和泉357</u>

表 2-4 通信体制の整備に当たっての留意事項

施設・設備面	1 <u>武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、消防防災無線及び防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク(LGWAN)、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。</u>
	24 通信設備等の情報通信手段の施設について、通信の取扱い及び機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	32 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達の手手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	43 無線通信ネットワークの整備及び拡充の推進、並びに相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	54 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備を定期的に総点検する。
運用面	1 夜間及び休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集及び連絡体制の整備を図る。
	2 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時、庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練を実施する。
	3 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件、交通事情等を想定し、実施時間、電源の確保等の条件を設定した上で地域住民への情報伝達、避難施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	4 無線通信系の通信輻輳時の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信、防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	5 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	6 担当職員の役割及び責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	7 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、 <u>高齢者、障害者、外国人、要配慮者</u> その他の情報の伝達に際し <u>援護配慮</u> を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

表 2-89 生活関連等施設の種別及び所管省庁、所管県担当部局

国民保護法施行令	各号	施設の種別	所管省庁名	所管県担当部局
第27 条	1号	発電所、変電所	経済産業省	防災対策危機管理部
	2号	ガス工作物	経済産業省	防災対策危機管理部
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	環境生活森林部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	防災対策危機管理部
	6号	放送用無線設備	総務省	防災対策危機管理部
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	雇用経済政策部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	—
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	県土整備部
第28 条	1号	危険物	総務省消防庁	防災対策危機管理部
	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省	医療保健健康福祉部
	3号	火薬類	経済産業省	防災対策危機管理部
	4号	高圧ガス	経済産業省	防災対策危機管理部
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会 文部科学省 経済産業省	防災対策危機管理部
	6号	核原料物質	原子力規制委員会 文部科学省 経済産業省	—
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会 文部科学省 経済産業省	防災対策危機管理部
	8号	毒劇薬(薬事法)	厚生労働省 農林水産省	医療保健健康福祉部 農林水産農水商工部 (動物用医薬品に係るもの。)
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	防災対策危機管理部
	10 号	生物剤、毒物	各省庁 (主務大臣)	防災対策危機管理部
	11 号	毒性物質	経済産業省	—

図 3-1 危機対策本部の構成等

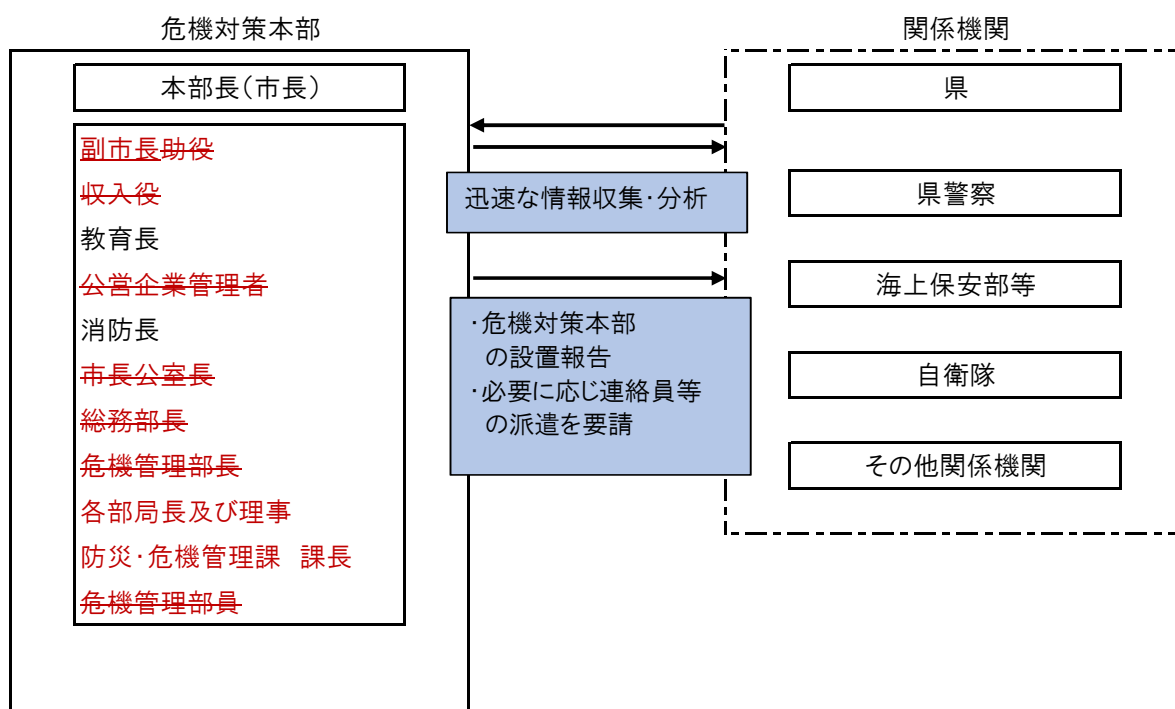


図 3-2 危機発生時のフローチャート

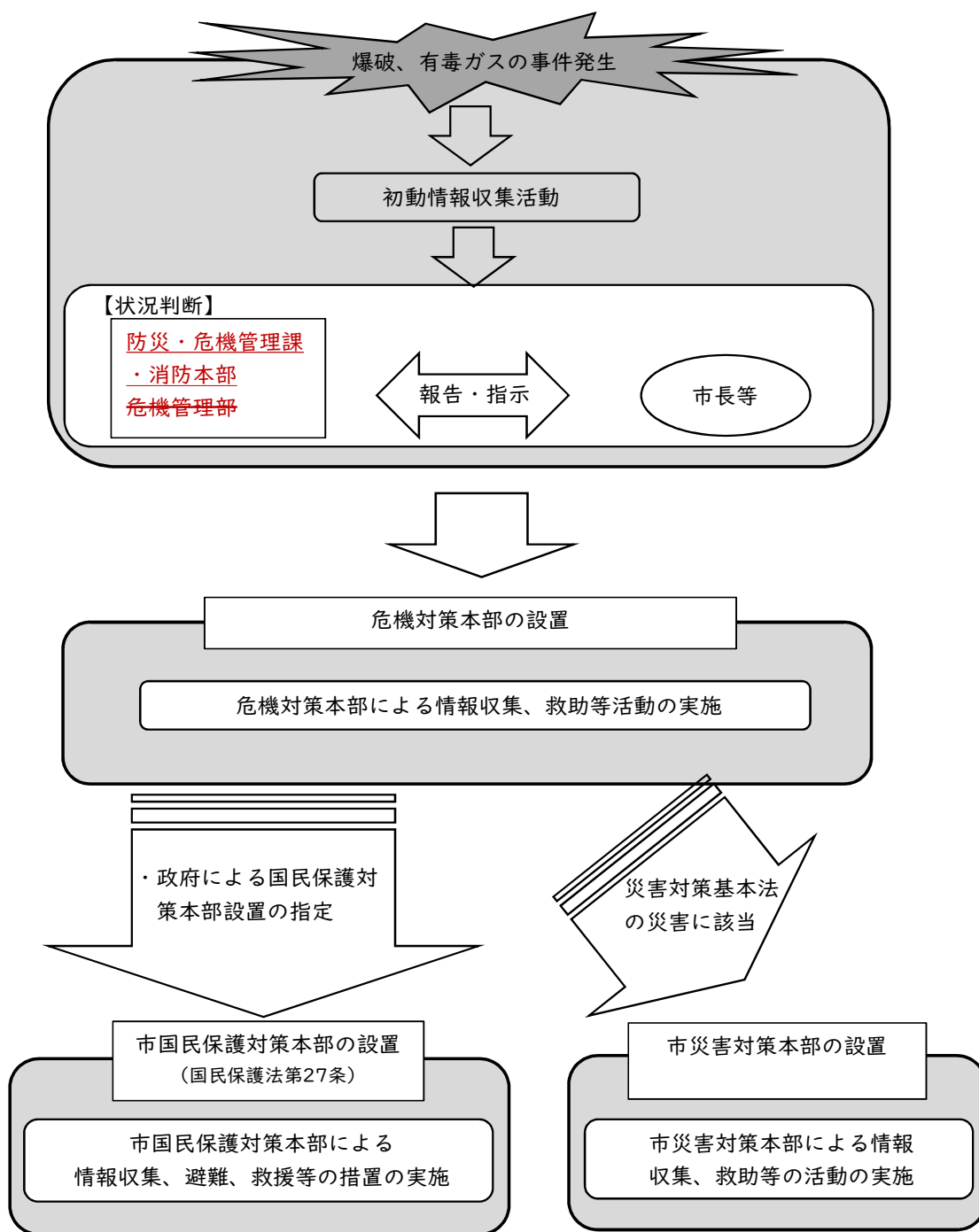


図 3-3 市国民保護対策本部の組織構成及び各組織の機能

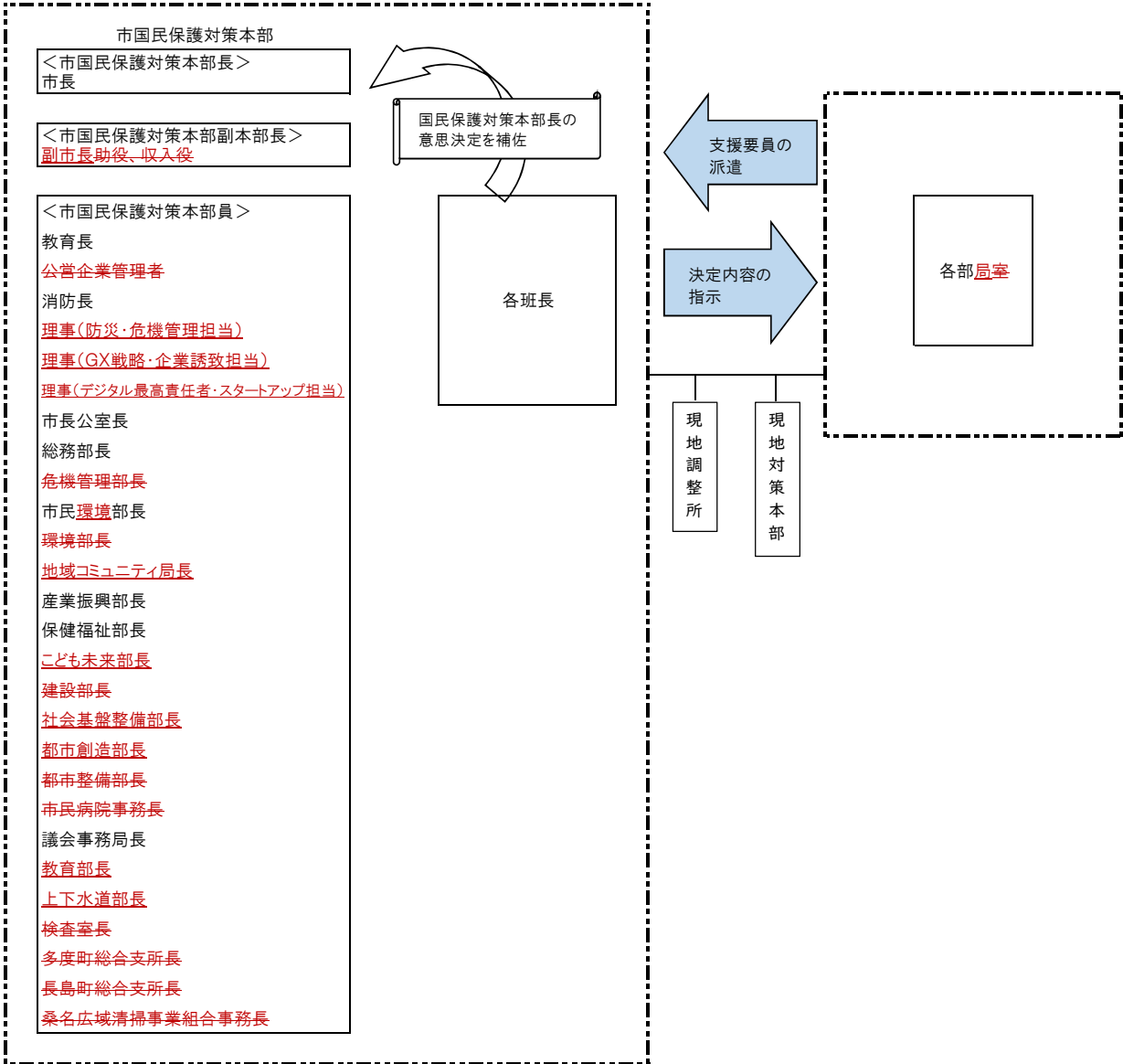


表 3-1 市の各部室の武力攻撃事態における主要な業務

部局名	班 長	武力攻撃事態等における業務
市長直轄組織 危機管理部	防災・危機管理対策課長 危機管理課長 グリーン資産創造課長 スマートシティ推進課長 企業誘致課長	・災害対策本部又は危機対策本部若しくは市国民保護対策本部の設置及び廃止に関する事。 ・本部員会議に関する事。 ・防災指令その他本部長命令の下達に関する事。 ・市国民保護対策本部の庶務に関する事。 ・警報の通知、避難の指示、救援の措置、退避の指示、警戒区域の設定、避難実施要領の作成に関する事。 ・被害状況及び応急対策の実施状況のとりまとめ、記録等に関する事。 ・県国民保護対策本部、県警察、自衛隊等関係機関との連絡に関する事。 ・各種協定(他部に関するものを除く)に関する事。 ・特殊標章等の交付に関する事。 ・国及び県の現地対策本部への連絡員の派遣に関する事。
市長公室	政策創造課長 SDGs推進課長 秘書広報課長室長 ブランド推進課長 人事課長 経営管理室長 広報広聴課長	・本部長及び副本部長の秘書及び渉外に関する事。 ・職員の動員及び配置に関する事。 ・国、県、近隣市町との連携に関する事。 ・地方公共団体その他諸団体等からの災害復旧活動の応援の調整に関する事。 ・広報広聴活動及び記録に関する事。 ・マスコミ機関への情報提供に関する事。 ・市国民保護対策本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関する事。
総務部	財政課長 総務課長 財産・情報管理課長 契約監理調達課長 税務課長 債権管理課長 収税対策室長 出納室長	・市国民保護対策本部事務局の協力に関する事。 ・災害予算に関する事。 ・国民保護措置に要した費用の負担金請求に関する事。 ・庁舎施設に関する事。 ・市登録業者からの作業員等の確保に関する事。 ・災害応急工事の契約に関する事。 ・物資、車両等の調達及び確保に関する事。 ・備蓄食糧の保管管理に関する事。 ・食料の調達・供給に関する事。 ・救援物資に関する事。 ・被害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関する事。 ・罹災証明に関する事。 ・市税の各種減免措置に関する事。
市民環境部 地域コミュニティ局	戸籍・住民登録市民課長 市民活動支援室長 サンファールサテライトオフィス室長 人権政策同和課長 桑名市人権センター長 環境対策課長 地域コミュニティ課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長 各地区市民センター所長	・避難施設の開設、運営、閉鎖、管理及び運営に関する事。 ・避難者等への食糧、物資の確保・供給に関する事。 ・安否情報システムを活用した安否情報の整理及び報告に関する事。 ・被災地の防疫活動に関する事。 ・被災地の衛生環境の現況調査に関する事。 ・災害廃棄物の撤去、処理、処分に関する事。 ・死亡獣畜の処理(衛生措置、埋除場所の指定)の実施に関する事。 ・死体処理に関する事。
環境部	環境管理課長 廃棄物対策課長 清掃センター所長	・被災地の防疫活動に関する事。 ・被災地の衛生環境の現況調査に関する事。 ・災害廃棄物の撤去、処理、処分に関する事。 ・死亡獣畜の処理(衛生措置、埋除場所の指定)の実施に関する事。
産業振興部	商工課長 観光課長 農林水産課長	・避難者等への食糧、物資の確保・供給に関する事。 ・商工業者等の被害の調査に関する事。 ・農林水産施設等の被害の調査に関する事。 ・農産物、家畜等の災害対策に関する事。 ・大規模集客施設等に対する情報伝達に関する事。 ・救援物資に関する事。 ・商工業関係団体、農林水産業関係機関等との連絡調整に関する事。

保健福祉部 子ども未来部 市民病院	福祉総務課長 子育て支援課長 障害福祉課長 介護・高齢福祉課長 地域包括支援センター長 保険医療年金課長 コロナワクチン接種課長 子ども未来課長 幼保支援課長 子ども総合センター長 健康推進室長 経営管理課長 医事課長	・国民保護法に基づく医療・助産に関すること。 ・救護班の編成、救護所の設置に関すること。 <u>・福祉避難所に関すること</u> ・行方不明者の捜索、遺体の収容、安置、処置、埋火葬に関すること。 ・高齢者、障害者、傷病者等の <u>要配慮者</u> 対策に関すること。 ・災害ボランティアに関すること。 <u>・義援金に関すること</u> ・災害医療用医薬品・衛生材料の調達及びあっせんに関すること。 ・医療施設、毒劇物等関連施設、社会福祉施設等の安全確保、被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・医療機関における安否情報の収集に関すること。
社会基盤整備部 都市創造部 検査室	土木管理課長 土木課長 アセットマネジメント課長 都市計画課長 都市管理課長 桑名駅周辺整備西まちづくり事務所長 都市再生推進室長 建築住宅課長 建築指導課長	・河川、道路、橋りょう等の被害調査及び復旧に関すること。 ・国民保護法に基づく障害物の除去に関すること。 ・緊急輸送路の確保に関すること。 ・公園等関連施設の被害調査及び復旧に関すること。 ・公営住宅の被害調査及び復旧措置に関すること。 ・応急仮設住宅に関すること。 ・住宅その他建築物の復旧の指導に関すること。 ・市有建築物の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・被災建築物の応急危険度判定士の派遣要請等に関すること。 ・復旧活動の応援に関すること。
検査室	検査室次長	・復旧活動の応援に関すること。
建設部	土木課長 下水道課長	・河川、道路、橋りょう等の復旧に関すること。 ・下水道、排水施設等の復旧に関すること。 ・国民保護法に基づく障害物の除去に関すること。 ・緊急輸送路の確保に関すること。
議会議務局 監査委員事務局 会計ファンドマネジメント室	議会議務局次長 監査委員事務局次長 会計ファンドマネジメント室長	・議会活動に関すること。 ・武力攻撃事態等における物品の出納体制の整備に関すること。 ・復旧活動の応援に関すること。
教育委員会事務局	教育総務課長 新たな学校づくり課長 学校支援教育課長 人権同和教育課長 生涯学習課長 くわなメディアライヴ事務局総合館長 中央公民館長 文化課長 博物館長	・避難所の開設、運営、閉鎖、管理及び運営に関すること。 <u>・避難者等への食糧、物資の確保・供給に関すること。</u> <u>・小中学校における警報の伝達及び生徒等の避難等に関すること。</u> ・児童、生徒等の保護及び応急教育に関すること。 ・教育施設の安全確保及び復旧に関すること。 ・国民保護法に基づく学用品の供給に関すること。 ・文化財の保護に関すること。
上下ガス 水道部	企画ガス水道総務課長 営業課長 水道施設課長 下水道課長 ガス事業課長	<u>・上下水道施設等の安全確保並びに治安に関すること。</u> <u>・上下水道施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。</u> <u>・農業集落排水施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。</u> ・給水区域への給水の確保に関すること。 ・飲料水及び生活用水の供給に関すること。
消防本部	消防総務課長 消防救急課長 防災指導センター長 予防課長 通信指令課室長 指揮調査課長 各消防署長	・被害状況、応急対策の実施状況等の災害に関する情報の速報に関すること。 ・被災者の救出、救助、救急に関すること。 ・消防活動に関すること。 ・避難の指示の伝達及び避難住民の誘導に関すること。 ・警戒区域の設定に関すること。 ・消防職員等への特殊標章等の交付に関すること。

図 3-5 警報の通知及び伝達の仕組み

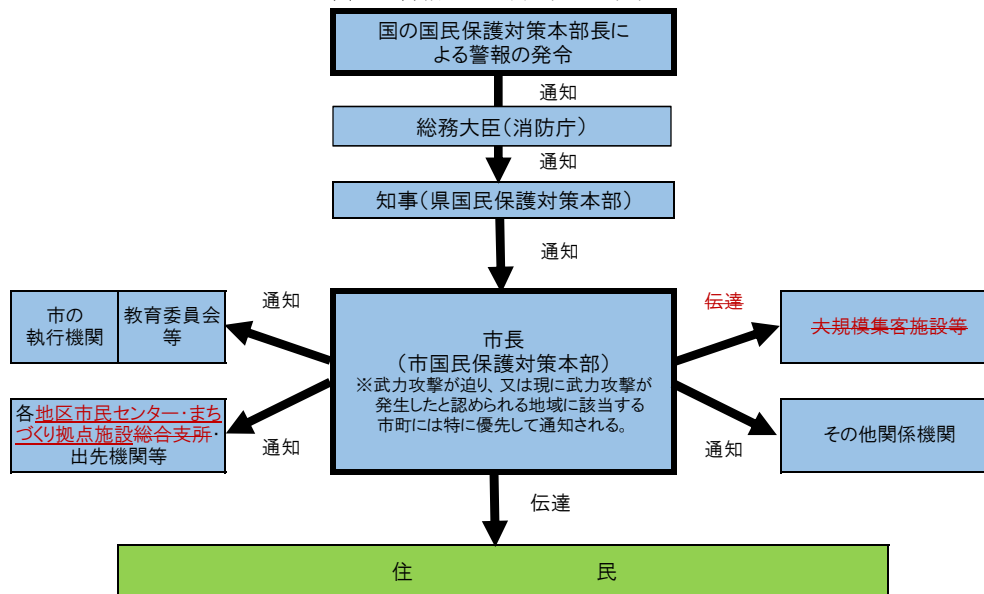
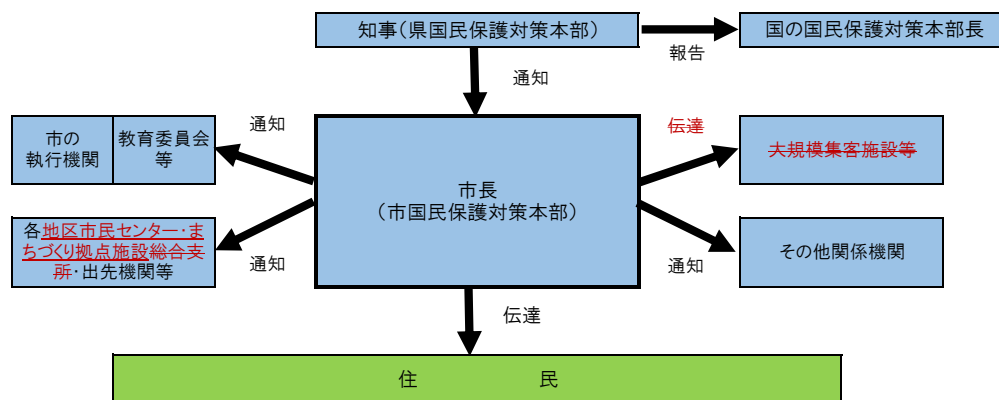


図 3-6 緊急通報の通知及び伝達の仕組み



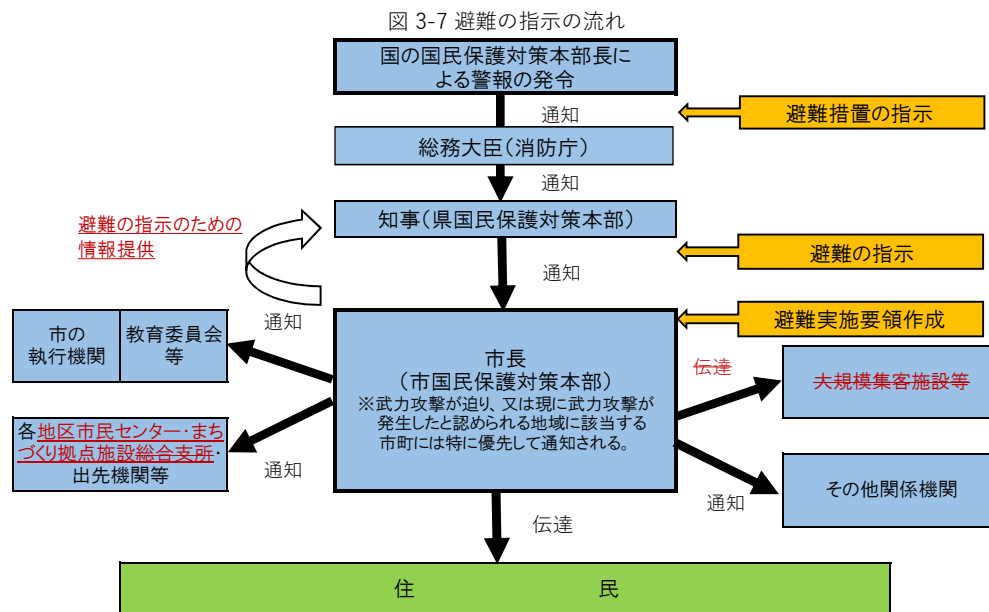


図 3-8 市長から関係機関への避難実施要領の通知及び伝達

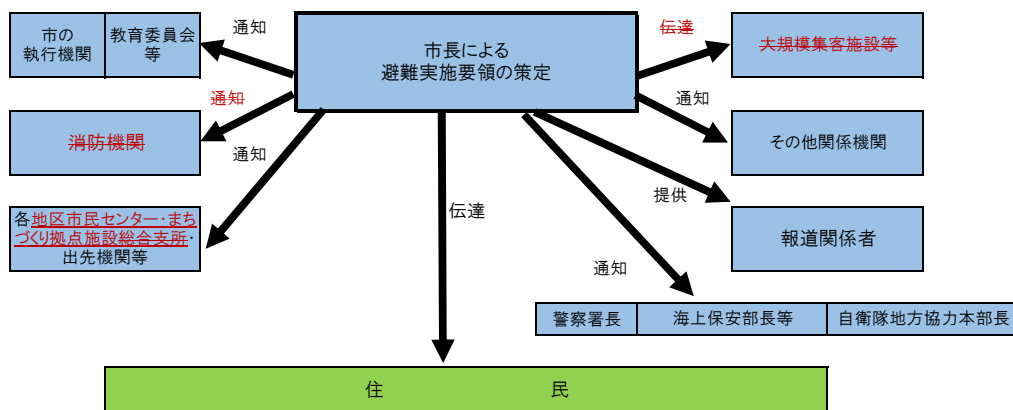


表 3-56 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

物質の種類と対象範囲を示す法律	措置命令者	措 置		
		措置1	措置2	措置3
危険物 【消防法】	市長	第12条の3	○	○
備考 (注1) ○は法第103 条第3 項の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。 (注2) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第8-7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。				